

神奈川県町村会からの「平成22年度県の施策・  
予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

# 目 次

## I 重点要望

1 地方分権の一層の推進	1
2 防災対策の充実強化	3
3 廃棄物処理対策の推進	6
4 森林等水源環境の保全	8
5 福祉・医療施策の充実	10
6 都市基盤等の整備促進	13
7 防犯対策の強化	17

## II 共通要望

1 町村財政基盤の整備	18
2 地域情報化施策の推進	25
3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進	27
4 福祉施策の充実	32
5 保健医療・衛生対策の充実	38
6 都市基盤整備の推進	42
7 教育振興対策の推進	44
8 雇用対策の推進	47

## III 地域要望

1 三浦半島地域	49
2 湘南地域	49
3 足柄上地域	53
4 足柄下地域	59
5 厚木・愛甲地域	63
6 水源地域	67

# I 重点要望

## 1 地方分権の一層の推進

### (要望事項)

政府の第29次地方制度調査会は、6月の最終答申において、「基礎的自治体である市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、さらにその自立性を高めていくことが期待され、これまでの市町村合併の評価・検証も踏まえ、市町村の行財政基盤の充実強化を図っていく必要がある。」としている。

そして地方分権改革は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告が今秋にもまとまり、いよいよ第二期地方分権改革の総仕上げとも言うべき時期を迎える。今後、地方分権改革に向けた具体策が示され、眞の地方分権改革の実現に向けて英知を結集して取り組まなければならない。

地方とりわけ町村は、厳しい財政状況の下で、住民ニーズに応えることのできる地域づくりに懸命に取り組んでいるが、その実現には、町村が地域の実情に合わせ、自らの創意工夫と責任で政策を決定し、実行できるような地方分権の仕組みが築かれることが必要である。

よって、広域行政を担う県は町村が責任を持って自立した行政運営ができるよう、次の事項の実現を国に強く働きかけるとともに、県としての一層の努力を要望します。

### (1) 地方分権改革の具体化に向けて

地方分権改革の目標は、「地方にできることは地方が担い責任を持つ」という原則の下に、「国が決めて地方が従う」という中央集権型のシステムからの転換を図ることで、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することと、多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

そこで、国と地方の役割分担、国の地方への関与等について、地方と十分に協議するとともに、担うべき地方の事務とその責任に見合った権限と税源の一層の移譲を実現すること。

また、地方分権改革の具体化に向けては、改革の具体的な内容及び実現のための方策とスケジュールを明確にし、公表すること。

### <措置状況> (政策部)

地方分権改革の推進について、県では、平成21年5月、「平成22年度国との施策・制度・予算に関する提案」の最重点事項の一つに「地方分権改革への取組」を位置付け、地方分権改革の着実な推進のために

- ・ 地方分権改革推進法の下での改革に当たっては、地方と十分な協議を行い、地方の意見を反映したものとして着実に推進すること
- ・ 「(仮称) 地方行財政会議」を法により設置するなど、国の地方にかかる制度の創設等への地方自治体の参画を確保すること
- ・ 権限移譲の推進や義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮減、条例制定権の拡大、国の出先機関の抜本改革等を大幅に進め、国と地方の役割分担を適正化すること
- ・ 地域の実情に応じた事務・権限の移譲にかかる制度を創設すること
- ・ 国と地方の適正な役割分担に応じ、地方が事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、地方税財源の充実強化の観点から国と地方の税源配分、国庫補助金、地方交付税等を確実に見直すこと

などを国へ提案しました。

また、地方自治体をとりまく環境の変化等を踏まえて平成19年7月に策定した「地域主権実現のための基本方針」に位置付けられている施策にも、着実に取り組んでいるところであります。

今後も、地域主権型社会の実現に向けて、この基本方針に基づき、地方のことは地方が自主的

・自立的に決定できるようにするため、国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減、税財源の移譲等を、引き続き、神奈川県地方分権改革推進会議はもとより、地方六団体などとも連携しながら、様々な機会をとらえて、国に強く働きかけてまいります。

なお、平成21年12月14日に開催された第1回地域主権戦略会議では、「地域主権戦略の工程表(案)」が示されたところであり、この案について随時見直しをしながら改革を進めていくこととされております。

---

(要望事項)

(2) 地方税財源の充実・強化

地方分権改革を確かなものとし、将来も持続可能な地方財政構造を確立するため、当面、国税と地方税の税源配分を5:5とすることを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しを行うこと。

また、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源の確保を行うこと。

<措置状況> (総務部)

「三位一体の改革」の結果、所得税から住民税への税源移譲が実施されましたが、さらなる地方分権を推進するに当たり、地方消費税を含む地方税への税源移譲によって自主財源を確保することが重要であり、その税源移譲は、町村の実情に応じた適正な配分とすべきものと認識しております。

したがって、地方税財源の充実が、その適正な配分を含め早急に実現されるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(3) 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止を実施すること。

特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

また、減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

<措置状況> (総務部)

地方交付税については、地方交付税の所要額の確保とともに、地方税財源の充実がなされるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に働きかけてまいります。

また、平成18年度の特別交付税算定において、不交付団体に対する特別交付税の重点化措置が講じられましたが、その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えてまいりたいと考えております。

さらに、現行の減税補てん債、臨時財政対策債等の償還に係る特別の財源補てん措置については、必ずしも十分な対策となっていないことから、県においても不交付団体を含め、十分な措置となるよう、国へ引き続き働きかけてまいります。

---

(要望事項)

(4) 国庫補助・負担金改革の推進

「三位一体改革」に伴う国庫補助・負担金の改革については、市町村の実情に応じて適正な制度となるよう努めること。

また、存続となった国庫補助・負担金対象事業について、市町村が超過負担とならないよう何らかの配慮のある措置を行うこと。

<措置状況>（総務部）

国庫補助負担金の地方超過負担については、一部改善されているものの、いまだ不十分なものも残っていると認識しております。また、税源移譲の対象とならない国庫補助負担金についても、適切な財源措置がなされるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、国に働きかけてまいります。

---

(要望事項)

(5) 経済危機克服のための積極的な取組の推進

世界経済の危機的状況は、住民に密着し、その暮らしを支える行政サービスの担い手である基礎的自治体、とりわけ市町村に大きな負担を強いることになっている。

そこで、これまでのような国による画一的な施策ではなく市町村の自由な創意工夫による地域活性化のための、使途を指定しない臨時交付金を創設すること。

さらには、臨時経済対策等で措置されている事業において、市町村の裁量の大幅な拡大を認めること。

<措置状況>（総務部・商工労働部）

県では、地方分権改革の着実な推進を目指し、国に対して、国と地方の協議の場である「(仮称)地方行財政会議」の法による設置や国庫補助金の廃止・全額税源移譲などを要望するとともに、他の自治体とも連携しながら、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築に向けた、国庫補助負担金の抜本的改革などを国に働きかけております。

また、国の経済対策で措置されている事業における自治体の裁量拡大については、他の都道府県とも協調し、全国知事会等を通じて、各種基金事業における運用改善を求めるなど、国に要望してきたところであります。

今後も、地方の裁量により主体的かつ弾力的に取り組むことができるよう、機会をとらえ、国へ働きかけてまいります。

---

## 2 防災対策の充実強化

---

(要望事項)

東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策を更に充実強化し、推進していくことが必要です。

このため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけるとともに、県としても一層の支援強化を図るよう要望します。

(1) 南関東地域直下の地震対策の強化推進

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制を東海地域と同様に強化、推進するとともに、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（安全防災局）

「南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制の強化」及び「東海地震対策大綱及び首都直下地震対策大綱に盛られた具体的対策の着実な推進」については、「平成22年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、「防災対策の計画的推進」として位置付け、最重点事項として提案

しております。

---

(要望事項)

(2) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の充実と県の上積助成を要望するとともに、完成時に旧日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び高速道路株式会社に働きかけること。

<措置状況> (県土整備部)

御要望の件については、国庫補助制度として橋梁補修事業、災害防除事業がありますので、県としては、これらの事業に対して、技術的助言などの支援のほか、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけてまいります。なお、県の助成については、厳しい財政状況により現状では困難と考えております。

また、高速道路株式会社から負担金を徴収する制度の創設については、事業化の計画に合わせて伝えてまいります。

---

(要望事項)

(3) 消防救急無線の広域化・共同化に係る助成制度の創設

消防救急無線のデジタル化については、平成28年5月末日までに整備することとされており、併せて国の方針に基づき、無線の広域化・共同化が進められているところである。

現在、同事業に関する県の助成制度等としては、平成22年度を以て終了となる市町村地震防災対策緊急支援事業費補助制度はあるが、負担が多額に及ぶことから、消防救急無線整備に係る新たな助成制度を創設すること。

また、消防救急デジタル無線の整備については、横浜市を中心になって努力をしていただいているが、広域行政を担う県として小規模自治体である町村を支援する立場から積極的に調整作業に参加するとともに、共通経費等については県が負担を行うなど、何らかの措置による支援すること。

<措置状況> (安全防災局)

消防救急無線の整備は、市町村消防の事務の一部であり、消防組織法に基づく市町村の役割であることから、そのデジタル化についても、市町村が実施することとなっておりますが、消防救急無線のデジタル化に当たっては、その整備費用が多額になるため、県では、各市町村の整備費用の低減化を図るために、共同整備の実施に向けた調整を行うとともに、県の防災行政通信網の基地局の活用を可能とするなどの支援を行うこととしております。

また、国に対しては、消防救急無線の整備について財政支援の充実・強化を図るよう要望しております。

---

(要望事項)

(4) 市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度の充実

市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度は、市町村が地震防災対策事業への継続的な取組を積極的に推進していくためには欠かせない制度であるが、まだまだ市町村の地震防災力は十分でなく、財政的にも厳しい状況であることから、限度額の引上げを図るなど、より柔軟で活用しやすい制度とするよう更なる充実を図ること、及び平成23年度以降もこの制度を継続すること。

また、それまで対象としていた消防職・団員用被服及び消防用ホースの整備について補助対象

事業として復活すること。

さらに、緊急消防援助隊設備整備費補助金（国庫補助金）不採択の場合、国の定める基準額及び補助率となっているが、採択された場合と、不採択時との差が大変大きく影響が大きいので、不採択時における県補助金額を引き上げること。

＜措置状況＞（安全防災局）

「市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金」は、法人二税の超過課税を活用し、地震防災対策の強化を図る一環として、平成8年度に創設し、実施してきた事業であります。

現在は、平成18年度から平成22年度までの5か年を第3期として事業を実施しているところであります、毎年度20億円を補助しております。

補助総額は、15年間で300億円となり、市町村において、一定の防災力の向上が図られたものと考えております。

現在の経済・財政状況を見ますと、本事業の延長は、極めて難しいと考えております。

また、この補助金は、消防職員用の耐熱防護服などの地震防災力の充実・強化が図られる高度な資機材等の整備について補助対象としております。

このため、消防職員用の被服及び消防ホース等の消防活動を行う上で基本的な資機材等の整備については、市町村が経常的に実施する維持管理的な事業であるため、補助対象外としております。

県では、市町村に対する県単独補助金の補助率について、原則として補助率は3分の1以内、特別の事情がある場合には、補助率を原則2分の1以内と定めており、「市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金」では、緊急消防援助隊設備整備費補助金（国庫補助金）不採択時における補助率について、地域防災力の向上を図るものであることから、2分の1としております。

---

（要望事項）

（5）消防長の資格要件の改正

消防長の資格要件については、消防組織法並びに市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令において、一般職からの任命にあっては部長職在職4年以上、消防職からの任命にあっては署長在職2年以上とされているが、昭和34年の本政令公布以降、50年間にわたり、要件の見直しが行われていない。

消防組織については地方自治体の自治事務となっていることから、市町村において消防長の任命を行っているが、これら法並びに政令に定める消防長の任命資格を充足することが難しい状況である。

このようなことから、国に対し、消防長の任命資格は市町村の裁量で行えるようにすること。

＜措置状況＞（安全防災局）

消防長の任命資格要件については、平成21年8月14日付けで、消防長の任命資格を定める政令の一部が改正され、任命要件の一部が緩和されるとともに、市町村が条例で任命資格を定めることができることとなりました。

---

（要望事項）

（6）建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

公社の所有する団地の耐震化については、現在、老朽化した団地の集約・再編計画に含めて鋭意検討が進められております。

今後は、耐震化に向けた具体な手法など、より詳細な調査、検討を行い、その結果に基づき、「神奈川県耐震改修促進計画」の目標数値である平成27年度までに耐震化率90%達成に向けて、

可能なところから順次取組を進めてまいります。

### 3 廃棄物処理対策の推進

#### (要望事項)

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望します。

#### (1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力な指導を働きかけること。

#### <措置状況> (環境農政部)

県では「平成22年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、循環型社会に向けて、排出者責任、拡大生産者責任の充実を図る方向で廃棄物、リサイクルの法体系の整備を行うよう国に提案しております。

また、不適正処理が行われた場合の排出事業者責任の強化に加えて、発生抑制や再資源化やすい製品設計や技術開発の関係業界への指導などについて、あわせて提案しております。

#### (要望事項)

#### (2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるよう国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、発生抑制策の実施及び分別収集、選別保管に係る費用負担を事業者の責任として法律に明記するよう国へ働きかけること。

#### <措置状況> (環境農政部)

「平成22年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることなどを国に提案しております。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」について、分別収集等に係る市町村と事業者の役割分担と費用負担について更なる見直しを図ることを提案しております。

#### (要望事項)

### (3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう、併せて要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となる施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずること。

#### <措置状況>（環境農政部）

ごみ処理の広域化に伴う施設の廃止に際しての国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予の措置については、平成20年5月に一定基準を満たした場合に係る補助金の返還免除の措置がなされ、併せて地方債の繰上償還の猶予についても措置されたところであります。

また、市町村の事業量に対応した予算額の確保について、「平成22年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で国に対し提案しております。

なお、県独自で財政支援を講じることは検討しておりません。

#### （要望事項）

### (4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県では補助制度も創設されているが、町村にとって事業費に対する補助金額が十分でないことから、現行の補助率を見直し、その増額を図ること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄廃棄物の処理や不法投棄防止用のフェンス設置を推進すること。

さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成に積極的に取り組むこと。

#### <措置状況>（環境農政部、県土整備部、警察本部）

「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」については、平成15年度から、不法投棄物の撤去に重点的に補助金を充当し、市町村による原状回復事業を支援してきたところであります。

平成22年度以降は、県の財政見通しにかんがみ、この事業は休止せざるを得ない状況にありますので、緊急雇用創出事業として実施しております不法投棄物撤去事業を活用していただきたいと考えております。

河川区域のごみの不法投棄については、県でもパトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を、地元の協力を得ながら進めております。

また、道路においては、日常パトロールを通じて、不法投棄廃棄物の発見に努めるとともに、必要に応じて、不法投棄防止のための柵等の設置も併せて行っております。

県警察においては、県の担当課と連携し、パトロールによる不法投棄者の発見活動を強化しているほか、不法投棄事犯に対しては、迅速、的確な事件化を図るなど、同事犯の摘発を強化しており、平成21年中においては、230件274人を検挙しております。

今後とも、県の担当課と連携を一層強化し、不法投棄者を発見するためのパトロール活動を強化するとともに、不法投棄事犯に対しては厳しく取締りを行うなど、不法投棄事犯の根絶に努めてまいります。

さらに、植樹祭や水源林の集いなどの森林関係のイベントでのPRや、県が水源の森林づくり事業によって確保した森林に、普及・啓発の看板を設置するなどにより、県民の皆様に水源の森

林の大切さをアピールしているところであります。

---

## 4 森林等水源環境の保全

---

### (要望事項)

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置を強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望します。

#### (1) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ働きかけること。

##### <措置状況>（環境農政部）

環境税の創設については、平成21年5月に「平成22年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、最重点事項として国に提案しました。

また、他の都道府県と協調して、全国知事会としても導入に向けた検討を国に提案しております。

---

### (要望事項)

#### (2) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は市町村に移譲すること。

##### <措置状況>（環境農政部）

森林の整備に係る財政措置については、全国知事会等の場において国へ要望してまいります。

また、保安林の指定、解除の権限については、森林法の規定によるもので、権限の移譲は困難であります。

---

### (要望事項)

#### (3) 水源環境保全・再生市町村交付金の配分等

水源環境保全・再生市町村交付金にあっては、水源地域及び河川の上流域に位置する町村の意向を十分反映し、当該地域へ重点的に配分すること。

特に、ダム集水域に限らず、水源地域及び河川上流域に位置する町村の公共下水道整備や維持管理、合併浄化槽整備への財政支援などについても事業対象とし、また、ダム湖や河川を災害から守るための森林整備など防災対策についても交付金の対象とするよう制度の拡充、見直しを図ること。

さらに、専門知識を有する森林整備における技術的な事務（設計や監督指導など）への支援及び専門知識を有する職員の養成、育成、または、技術職員の派遣など、水源環境・保全再生事業の更なる推進を図るため人的・技術的な支援を行うこと。

#### <措置状況>（環境農政部）

水源環境保全・再生市町村交付金については、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき、毎年、市町村の事業予定か所の現地調査やヒアリングを実施するなど、各市町村の意向を十分把握した上で交付額を決定しております。

また、市町村交付金の対象地域及び対象事業の拡大など制度の拡充、見直しについては、次期の「実行5か年計画」を策定する中で、従前から取り組んでいる事業の進捗状況や当該地域の水質状況と、水源環境保全・再生かながわ県民会議による点検結果を踏まえた上で、議会や市町村の意見も十分伺いながら、検討してまいります。

人的・技術的な支援については、県では行財政改革の一環として県職員の削減を進めており、県の技術職員の派遣は困難ですが、市町村職員を対象に、県の技術職員による森林整備に関する技術講習会を開催しているほか、県政総合センターで随時、技術的相談に応じるなど、森林整備に関する技術支援に努めています。

県では、平成21年度から、森林づくりを支える人材の育成・確保対策として、かながわ森林塾を開校し、様々な技術レベルに応じた、担い手育成の研修を体系的に実施しておりますが、このうち、森林作業の労働安全衛生に関する研修などについて、市町村職員にも聴講や参加する機会を設け、森林整備に関する技術支援に努めています。

なお、国の研修機関では市町村職員も参加できる技術研修を実施しており、こうした市町村職員の技術研鑽の機会の情報提供に努めています。

---

#### (要望事項)

##### (4) 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

#### <措置状況>（環境農政部）

作業路の整備については、協力協約締結地の木材搬出、森林整備に伴う資機材の搬出入等に利用される一時的施設として位置付け、整備を実施しているところですが、作り方も様々なことから、公平性を図るために、全県統一した標準単価により補助を行っています。

作業道の整備については、協力協約締結地の森林整備、材の搬出をより効率的かつ広範囲に行う上で重要な施設として位置付け、経費については、定められた基準の範囲内で実行経費に対する補助が可能となっており、積極的な活用をお願いしたいと考えています。

---

#### (要望事項)

##### (5) 自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年令層に対応できる安全で快適な自然歩道等について早急な整備を進めること。

#### <措置状況>（環境農政部）

自然公園歩道や東海自然歩道は、利用者の安全と利便の確保及び自然環境保全の両面から検討し、優先度の高いものから整備を進めております。家族連れに人気が高いなどといった利用形態の条件や斜面が不安定で崩れやすいなどといった立地条件等を総合的に判断して施設整備内容を決定しており、今後も計画的な管理、整備に努めています。

---

#### (要望事項)

##### (6) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定するとともに、必要な

措置を講ずるよう国に求めるとともに、県として努力すること。

<措置状況>（環境農政部）

県では、森林整備によって生じる間伐材を、平成27年を目標に年3万m<sup>3</sup>生産し、住宅等に有効活用することとしております。

また、平成17年4月1日に、公共施設の木造・木質化に関する取組方針を「公共施設の木造・木質化等に関する指針」として策定するとともに、公共建築物の建築に当たっては、積極的に木造化・木質化を進め、市町村等に対しても木材利用の推進を依頼、支援しております。

一方、国では森林整備加速化・林業再生基金事業等により地方公共団体等の実施する木材利用への補助を実施しておりますが、今後も国の動きを見ながら時機をとらえて働きかけをしてまいります。

---

## 5 福祉・医療施策の充実

---

(要望事項)

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望します。

(1) 介護保険制度の充実

介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

<措置状況>（保健福祉部）

介護保険料については、被保険者の所得の状況に応じ、適正に賦課されるものと考えております。

また、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務に見合う額とすることなど、地域の実情を考慮した制度とするよう、引き続き、国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(2) 少子化対策の充実

少子化に対応するため、子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。

特に、乳幼児医療助成制度は現在町村の負担によって維持されているが、国の制度として創設すること。

<措置状況>（保健福祉部）

安心して家庭を築き、出産・育児が出来る経済基盤づくりの支援として、子育て家庭の医療費負担を軽減するため、小児医療費助成制度を創設することを、国に引き続き要望してまいります。

---

(要望事項)

(3) 障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るために、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

<措置状況>（保健福祉部）

国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設することについては、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて、国に対して要望をしております。

障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、実績に基づき、国2分の1、県4分の1を負担することとされております。

また、地域生活支援事業補助金は、自治体の裁量を尊重した補助形式である統合補助金として、各事業の実績に基づき補助金を交付することとはされておりませんが、事業の実施に当たり財源が確保されるよう、地域生活支援事業に係る十分な予算措置について、国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(4) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できることとすること。

<措置状況>（保健福祉部）

医師確保対策の推進については、医師の需給を所管する国の責任において、医師の就業環境を改善するための更なる措置を取るなど抜本的な対策を講じる必要があると認識しており、医師確保対策の推進を最重点項目に位置付けて、国に働きかけております。

また、地域医療の充実・強化を図るため、医療連携体制の構築及び救急医療を担う医療機関の確保のための診療報酬による評価の充実や、救急医療体制整備に対する支援策の充実などを、国に働きかけております。

---

(要望事項)

(5) 医療保険制度の一本化

給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

特に、市町村単位で運営している国民健康保険については、都道府県単位を軸とした再編、統合の早期実現を図ること。

<措置状況>（保健福祉部）

国民健康保険を含む医療保険制度の再編・統合について、県では、国民皆保険制度を維持する観点から、全国知事会における検討課題としてとらえ、同会を通じて国に提言しているところであります。

その提言の内容は、「将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、医療保険制度の改革等を引き続き着実に行うこと。特に、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示するとともに、改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映するよう努めること。」であります。

したがって、国民健康保険を含む医療保険制度については、国民皆保険制度を維持し、国民の保険料負担及び保険給付の平準化を実現することが重要と考えておりますので、市町村が運営主体ではなく、国が運営主体となる方向で医療保険制度の一元化を推進するよう、引き続き、全国知事会等を通じて国に働きかけてまいります。

---

(要望事項)

(6) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

特に、国保財政基盤強化策及び保険財政共同安定化事業については、平成22年度以降も継続されるとともに、制度のさらなる強化を図ること。

#### <措置状況>（保健福祉部）

市町村国保財政の安定化を目的とした、平成17年12月の総務大臣、財務大臣及び厚生労働大臣の合意による財政基盤の強化の諸事業（保険基盤安定制度の保険者支援措置及び高額医療費共同事業等）については、平成21年度までの事業であります、引き続き平成22年度から平成25年度までの4年間、継続実施されることとなりました。

---

#### （要望事項）

##### (7) 市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

また、特定保健指導については、実施費用についての支援がなく、市町村国保財政を圧迫しているので、財政的支援措置を講ずること。

#### <措置状況>（保健福祉部）

特定健康診査・特定保健指導に対する法定公費負担の基準額については、実際に掛かる費用に見合うものとするよう国に要望していくとともに、地財措置されている保健師等の人事費等についても、市町村の新たな財政負担とならないよう必要な財政支援を行うよう求めてまいります。

---

#### （要望事項）

##### (8) 重度障害者医療費助成制度の充実

重度障害者医療費助成制度については、身体障害者及び知的障害者は対象としているが、精神障害者を対象外としている。

精神科治療は長期間にわたる場合があり、受診者の医療費負担が大きくなり、治療を中断させてしまう原因ともなりかねないことから、継続して正しい治療が受けられるよう、また、身体・知的・精神の3障害の制度格差を解消するためにも、早期に精神障害者を対象とすること。

#### <措置状況>（保健福祉部）

精神障害者を対象とすることについては、これまでの施策との整合性を図るなど、解決しなければならない課題も多くありますので、将来に向けて、この問題への対応をどのように図っていくべきか、実施主体である市町村との十分な意見交換を含め、慎重な検討が必要な課題であると認識しております。

---

#### （要望事項）

##### (9) 後期高齢者医療広域連合への支援について

後期高齢者医療制度については、県内市町村による神奈川県後期高齢者医療広域連合において運営を行っているが、広域連合の運営費負担等の市町村調整について、広域行政を担う県として小規模自治体である町村を支援する立場から積極的に申し入れを行うこと。

また、運営費のうち、事務費共通経費については、他の都道府県では全額、都や県が負担している例もあるので、県においても何らかの措置による支援をすること。

#### <措置状況>（保健福祉部）

後期高齢者医療広域連合の運営費負担については、同広域連合の「規約」に定める事項であり、県内33市町村議会の議決が必要でありますので、まずは、同広域連合において運営費負担の在り

方の方針を整理の上、構成市町村と協議すべき事項であると認識しております。

また、後期高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて市町村を構成員として設立された特別地方公共団体であり、構成員ではない県としては、広域連合の事務事業費を負担する措置は講じていないところであります。

## 6 都市基盤等の整備促進

### (要望事項)

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項の実現を国に働きかけるとともに、県においても積極的な措置を講ずるよう要望します。

#### (1) 下水道の整備促進

ア 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、補助率の大幅な引上げを図るとともに、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

さらに、単独公共下水道の下水汚泥処理施設と流域下水道との終末処理場財源における処理場施設に対する国庫補助率の格差や終末処理場財源及び管渠費財源（流域幹線）に対する国庫補助裏負担部分についての格差を是正すること。

#### <措置状況>（県土整備部）

御要望の趣旨は、国に働きかけてまいります。

### (要望事項)

イ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。

また、公的資金補償金免除による繰上償還期間（臨時特例措置）の延長と公的資金（旧資金運用部資金）の補償金なしでの繰上償還の対象要件を緩和すること。

#### <措置状況>（総務部）

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘査したうえで措置されているものであります。地方交付税の算定方法については、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えていきたいと考えております。

また、公的資金補償金免除繰上償還については、地方財政法附則第33条の9及び地方交付税法等の一部を改正する法律附則第5条により平成21年度までの措置と規定され、また、平成21年4月1日付け総務省自治財政局長通知「平成21年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」により、「繰上償還の対象は利率5.0%以上の債権」とされ、また、「財政力指数1.0以上の団体は対象としない」とされているところであります。

今般、平成22年度の地方財政対策の中で、公的資金補償金免除繰上償還については、引き続き、平成22年度から24年度までの実施が示されたところであります。詳細な対象要件等については、

今後判明していくこととなります、財政力指数1.0以上の団体の取扱いなど、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていない点もあることから、今後とも、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

---

(要望事項)

- ウ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、また、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。  
また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

<措置状況> (総務部)

下水道事業は、下水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業と比較しても長期の償還期間が設定されており、平成21年度から、地方公共団体金融機構資金の償還期間については、28年以内から30年以内に延長されたところあります。しかしながら、下水道施設によっては耐用年数よりも償還期間が短いものも見受けられますので、制度改善が必要なものについては、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

また、旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、平成22年度の地方債計画では、300億円が計上されているところであります。詳細な対象要件等については、今後判明していくこととなります、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

---

(要望事項)

- エ 現行の公共下水道事業補助金制度について継続及び拡大すること。  
また、補助制度は、起債充当しない一般財源相当分の一部に対して県費を充当する制度であるが、普及率の低い町村における下水道の早期整備を進めるため、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度に改めること。

<措置状況> (県土整備部)

公共下水道の補助制度については、社会経済情勢の変化を踏まえ、所要の見直しを行ってまいりました。

御要望の件については、平成19年度に補助制度の見直しを実施しております。

---

(要望事項)

- オ 水道・下水道事業における道路掘削許可を受ける際の自費復旧事務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものとなっているので、免除を含めた見直しを行うこと。

<措置状況> (県土整備部)

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同様、これを免除することは困難であります。

---

(要望事項)

(2) 生活交通の確保対策の充実

- ア 国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても、「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件緩和や、距離の短い路線も対象にするなど、国とは違う視点に立った財政支援や法定計画策定における専門

**分野の人的支援など総合的な支援を行うこと。**

<措置状況>（県土整備部）

県は、公共交通の利用促進を含め、総合的に交通施策を推進しております。その中で、バスを中心とした地域交通については、その利用促進対策を含め、基本的に市町村が取組を行い、県は広域的視点により市町村の取組に対し、協力を行うものと考えております。

こうした考えのもとに、県は国庫補助要件に該当しない路線であっても、広域的幹線的路線については、国庫補助要件を緩和した県独自の制度を定めて市町村と協調して補助を行うとともに、「地域的路線」についても、実験運行やそれに必要な調査に対する支援を行ってまいります。

---

**(要望事項)**

イ 町村部において、路線バスは主要な公共交通としての役割を担っているが、バス路線のほとんどが行政区域をまたがって運行していることから、主要国県道、橋梁部、都市部等での渋滞が町村部におけるバスダイヤの遅延要因となっており、単独町村での取組では解決困難な課題となっている。

このため、広域的な公共交通ネットワークを形成しているバスに関する施策は、県が本来的な業務として担うべきであるという見地から、渋滞解消を図り、円滑な交通流動を確保することから、PTPSの導入やバスベイ設置などに積極的に取り組むことをはじめ、バスの定時制・速達性の確保及び公共交通の利用促進に努めること。

<措置状況>（県土整備部）

バス交通のあり方については、地域に密接な市町村による検討が不可欠ですが、行政区画をまたがるバス路線に関する課題把握や解決策については、隣接する市町村及び関係者による検討も重要であると考えております。

県では、県都市計画課、国、市町村交通施策担当課、県道路管理課、県警及び交通事業者からなる神奈川県地域交通研究会を、公共交通に関する情報交換や、公共交通のあり方等について検討する場として活用しており、具体的な御提案があれば、その部会に位置付け、必要な関係者を交えた検討を行うことが可能ですので、積極的に御活用いただきたいと考えております。

県としては、県の役割を踏まえながら、引き続き市町村とともに公共交通の利用促進等の交通施策に取り組んでまいります。

---

**(要望事項)**

ウ JR御殿場線については、JR東海の管轄ということで、JR東日本のスイカや関東地方のバスモードが使用できないという沿線住民にとって大変不便な状況にあるので、県としてもJR東海に対し申し入れを行うこと。

その際、この地域の山梨県・静岡県・神奈川県3県の一体性を確保するため、共同の申し入れ等を考慮すること。

<措置状況>（県土整備部）

JR御殿場線ICサービスの導入については、県、市町村及び経済団体で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて東海旅客鉄道株式会社に対し要望を行っております。

---

**(要望事項)**

**(3) 海岸の整備促進**

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講ずること。

<措置状況>（県土整備部）

県では、西湘海岸（大磯・二宮海岸）の砂浜の回復を図るために保全策を検討するため、国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、平成20年7月12日までに保全対策手法を取り

まとめました。

また、施設の構造や規模、配置などの検討に際しては、漁業を含む利用や、環境に配慮し検討を行っております。

保全対策の実施については、多大な事業費と高度な技術力を要することから、平成22年度の直轄事業による新規採択を国に要望していましたが不採択であったため、引き続き要望してまいります。

---

#### (要望事項)

イ 海岸漂着ゴミの多くは河川からの流入ゴミであり、沿岸市町はその清掃に大きな負担を強いられているので、県において財政支援を行うこと。

#### <措置状況> (環境農政部)

海岸清掃事業については、(財)かながわ海岸美化財団が、県及び関係市町からの負担金により、計画的かつ一体的な海岸清掃を行っておりますが、海岸ごみは原因者不明ごみであることから、県は広域的、包括的自治体であることを考慮し、年間を通じて計画的に行う通常清掃については清掃費用の2分の1を、台風、大雨等の際の緊急清掃については全額を負担しております。

なお、今後は、平成21年7月15日に公布・施行された「海岸漂着物等処理推進法」に基づき、国、市町村、県民、事業者と連携・協力しながら海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制に努めてまいります。

---

#### (要望事項)

ウ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、年々景観や環境保全のための松は減少しつつある。その対策として、松くい虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力をしているが、町の負担は増大するばかりである。

このことから松くい虫被害に関する補助単価を見直すとともに、補助率を上げること。

あわせて、松の育成に重要である下草（雑木）刈りの実施についても支援すること。

#### <措置状況> (環境農政部)

松くい虫等防除事業については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、薬剤注入による予防対策や松くい虫による被害木を伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っていっているところであります。

現状において、高補助率化への見直しは困難と考えておりますが、平成21年度当初には伐木材の処分先等の調査や伐倒歩掛の検討を行い、事業単価の見直しを行いました。

今後においても、県や町が定める計画を踏まえ、新しい駆除技術を積極的に導入する検討を進めてまいります。また、継続的で効果の高い防除事業の実施ができるよう国に働きかけ、引き続き必要な財源の確保に努めてまいります。

なお、植樹地の下刈りなど保育の実施については、松くい虫被害対策事業での対応が困難であるため、造林事業等での実施を御検討ください。

---

#### (要望事項)

エ 平成19年台風9号により大磯町から二宮町にかけての西湘海岸が甚大な被害を受け、砂浜が消失している。この砂浜を、国の直轄事業として被災前の状態に限りなく近い状況に砂浜を復元すること。また、砂浜の復元に際しては、漁業関係者の意見を十分反映させ、漁業への悪影響が出ないよう特段の配慮をすること。

#### <措置状況> (県土整備部)

県では、西湘海岸（大磯・二宮海岸）の砂浜の回復を図るための保全策を検討するため、国と

共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、平成20年7月12日までに保全対策手法を取りまとめました。

また、施設の構造や規模、配置などの検討に際しては、漁業を含む利用や、環境に配慮し検討を行っております。

保全対策の実施については、多大な事業費と高度な技術力を要することから、平成22年度の直轄事業による新規採択を国に要望していましたが不採択であったため、引き続き要望してまいります。

---

#### (要望事項)

##### (4) 町村部における県道整備枠の確保

県では、平成19年10月に、平成28年度までを計画期間とし、「道路整備計画」及び「道路維持管理計画」により構成される「かながわのみちづくり計画」を新たに策定している。

しかし、「道路整備計画」に位置付けられている「整備推進箇所」(91箇所)及び「事業化検討箇所」(5箇所)については、そのほとんどが市部に集中していることから、今後、町村部における県道整備の遅れが懸念される。

県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要であるとともに、公共交通機関が発達している都市部とは異なり、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、取組を推進すること。

##### <措置状況> (県土整備部)

町村部における県道整備については、平成19年10月に策定した「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けております。

県としては、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しながら、町村部における道路整備についても計画的かつ着実に推進してまいります。

---

## 7 防犯対策の強化

---

#### (要望事項)

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるよう働きかけるとともに、県の取組の一層の強化を要望します。

##### (1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

## <措置状況>（警察本部）

県警察では、平成22年度の警察官の増員に向けて、国に対して増員要求を行い、66人の増員が認められたところであります。しかしながら、依然として本県の警察官1人あたりの負担人口や犯罪情勢を見れば、現在の警察官数をもってしても十分とはいはず、今後も警察官の増員が必要と考えており、今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応してまいります。

なお、交番の設置については、限られた人員で交番としての機能を最大限に發揮するために、スクラップアンドビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

今後も要望地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して機能を強化することにより、治安に間隙が生じないように努めてまいります。

---

## （要望事項）

### （2）防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても「神奈川県市町村防犯活動拠点設置事業補助金」制度を再び復活するとともに、その補助対象を拡大し、防犯灯、街路照明等の設置を対象とすること。

## <措置状況>（安全防災局、警察本部）

防犯緊急通報装置の設置については、犯罪の抑止及び犯人検挙の際の有用性が期待されるところでありますが、国庫補助に対応した自治体の財政負担等も想定されることから、厳しい財政状況の中で、慎重に検討すべき課題と認識しております。

しかしながら、県警察が設置を進めている「新型街頭緊急通報装置」を市町村が独自に設置する場合には、警察が設置するものと同等の効果が得られるように、その通報先を県警察本部通信指令室とするなど、技術的な支援をしっかりと行ってまいります。

また、市町村防犯活動拠点設置事業補助金については、市町村による防犯活動拠点設置を促進するため、時限を延長し、平成20年度まで実施してまいりましたが、県財政が厳しい状況にあることや、市町村または民間単独での防犯活動拠点の設置、民間が設置する拠点への市町村の支援等の取組が進んできている現状を踏まえ、制度の復活は想定しておりません。

犯罪をなくしていくためには、地域の方々の自主的な防犯活動が大変重要であると認識しておりますので、県内各地域で自主防犯活動団体の方々が継続的かつ計画的に活動を行うことができるよう、市町村と連携を図りながら、引き続き必要な情報の提供・助言等に努めてまいります。

---

## II 共通要望

---

### 1 町村財政基盤の整備

## （要望事項）

#### 1 地方税制等の改正について

（1）経済状況悪化の中、国民の低燃費志向のため、軽自動車への需要が増大する情勢下において、現行の軽自動車税に係る標準税率は昭和59年度から据置かれている状況にあり、

性能面において遜色のない自動車税と比較すると非常に低い率となっている。町村においては貴重な財源である軽自動車税の税率について、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げよう引き続き国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録事務及び賦課徴収事務について、省力化の観点から自動車リサイクル法の手法に沿った新規登録時のみの賦課徴収制度に改正すること。

#### <措置状況>（総務部）

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税と比較し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えておりますので、原動機付自転車などに係る課税のあり方の検討も含め、機会をとらえて国に要望してまいります。

---

#### (要望事項)

(2) 固定資産税に係る非課税等特別措置については、施策目的の達成されたものの早期廃止や縮減が必要である。また、現在優遇されている事業用賃貸建物等の住宅用地の特例措置並びに宗教法人や学校法人をはじめとする特定の者や資産については、租税の公平な負担の観点からも見直していく必要がある。町村の基幹税である固定資産税の確保の見地からも非課税措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、JR東日本・JR東海等の鉄軌道用地の評価は、現在沿接する土地の価格の約3分の1程度となっていることについても、評価方法を見直して評価額を引き上げることも併せて要望すること。

#### <措置状況>（総務部）

非課税措置などは、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に要望してまいります。

---

#### (要望事項)

(3) 家屋評価は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっている。特に、複雑な非木造家屋の評点基準表については、より一層の整理合理化を行い、より簡素化することを引き続き国へ要望すること。

また、個人情報保護法の制定により、住民のプライバシーに関する意識が高まってきており、町村が行う評価事務に支障をきたす場面もある。そこで、家屋の評価が所有者の負担とならないような簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討するよう国へ要望すること。

#### <措置状況>（総務部）

家屋評価については、評価替えに伴い評点項目の整理合理化が図られてまいりましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっております。

したがって、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化や、取得価格方式、平米単価方式などの検討など、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に要望してまいります。

---

#### (要望事項)

(4) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観

点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっている。税額計算の簡素化を図り、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう、引き続き国へ働きかけること。

<措置状況>（総務部）

負担調整措置は、負担水準の均衡化という観点から制度化され、平成18年度税制改正においてその制度が簡素化されたものであります、納税者にとって理解しやすい、より簡素な制度となるよう国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(5) 国の制度改革等による個人住民税の電算システム改修は、膨大な経費を要し、その経費のほとんどは各町村の負担になっており、厳しい財政状況の中でその対応に苦慮している。国や県の助成措置もあるが、その額は決して充分とはいえず、制度改革の内容によっては多大な経費が生じ、町村には過重な負担となっていることから、更なる適正な財政措置がなされるよう引き続き国へ要望すること。

また、システム改修に伴い、恒久的に発生する、情報伝達に要する費用に関しても財政措置を講ずるよう国へ要望すること。

<措置状況>（総務部）

税制改正に伴う電算システム改修経費については、地方交付税の基準財政需要額において、徴税費の一部として措置されており、また、県民税徵收取扱費交付金も、電算システム改修経費の性格を含むものとされております。

しかし、改修経費と比較して、その措置額は充分とは言えないものであると認識しておりますので、より一層の財源措置がされるよう機会をとらえて国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(6) 旧郵政公社が民営化されたことにより、市町村納付金が廃止され、固定資産税及び都市計画税として納付されることとなったが、地方税法の一部改正により郵便事業(株)及び郵便局(株)所有の固定資産に係る課税については、平成20年度から平成24年度までの課税標準をその2分の1とする特例措置が創設された。今後平成29年9月末までの完全民営化という解釈により特例措置が延長されるのではとの懸念がある。よって、課税の公平の観点から平成25年度以降の特例措置について、延長がないように国へ要望すること。

<措置状況>（総務部）

地方税法に規定されている課税の特例等は、国の政策遂行を目的として規定されているものであります。

したがって、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社所有の固定資産に係る特例措置については、国の政策遂行上の観点から判断されるべきものと考えております。

---

(要望事項)

(7) 不動産登記法第47条に建物の表題登記の申請について及び同法第136条に過料についてが規定されているものの、家屋の未登記が多く見受けられ、町村における固定資産税の賦課に苦慮しているところであり、国において建物の表題登記をするよう指導等の徹底を国へ要望すること。

<措置状況>（総務部）

固定資産税の課税では、課税客体と納税義務者を把握するために、地方税法の規定により、登記所は不動産登記の内容を市町村に対し通知することとなっております。

したがって、適正な課税を図る上で、適正な登記がなされる必要があることから、機会をとら

えて国に要望してまいります。

---

(要望事項)

(8) 個人住民税の均等割の非課税限度額については、町村の条例で定める金額以下である人については、均等割が課税されないことになっている。この「町村の条例で定める金額」については、地方税法施行令及び同施行規則で生活保護級地区分に応じて定められている一定の率を乗じて得た金額を参照して定めることから、均等割の非課税基準額は、生活保護級地区分に基づき、町村により違いが生じている。同一の県に居住し、同一の所得であるにもかかわらず、住んでいる町村の生活保護級地区分に応じ、個人住民税が課せられる、課せれないという不公平が生じている。県民税の負担の公平性という観点からも問題がありますので、非課税限度額について全国の町村が同一となるように地方税法の改正等も含め、国へ要望すること。(1級地で収入金額100万円以下が非課税、3級地で93万円以下が非課税である。)

<措置状況> (総務部)

個人住民税均等割においては、低所得者層の税負担に配慮し、生活保護法の生活扶助基準額を勘案した非課税限度額が設定され、その額は、各市町村の生活保護級地区分により定められています。

したがいまして、低所得者層に対する負担軽減措置としての趣旨において、慎重に検討すべきものと考えております。

---

(要望事項)

(9) 還付加算金については、市中金利と比較すると非常に高利で、社会経済情勢とそぐわないため、社会情勢を反映した利率に引き下げるよう国へ要望すること。

<措置状況> (総務部)

還付加算金の利率は、年利7.3%とされておりますが、平成11年以降、低金利の状況を勘案し、一定の負担軽減を図るため日本銀行による商業手形の基準割引率(旧公定歩合)に連動させる特例が設けられております。

還付加算金の利率については、延滞金の利率との均衡の観点を含め、検討されるべきものと考えております。

---

(要望事項)

(10) 平成21年10月より実施の個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について、早急に予算措置をし、eLTAXの導入について準備を進めてきたところである。しかしながら、データ試験など手間のかかるテストが多く、日程どおりに処理することが非常に困難であった。さらに、送信してきた社会保険庁からの年金収入データの中に不完全なものが多々、事務処理に混乱を生じた。

今後、さらに地方税の電子化推進を図るためにも、eLTAXを運営する(社)地方税電子化協議会と社会保険庁が十分な打ち合わせを行い、町村が迅速かつ適正な賦課事務が出来るよう指導の徹底を国へ要望すること。

<措置状況> (総務部)

公的年金からの特別徴収制度の円滑な実施には、市町村、特別徴収義務者、経由機関である(社)地方税電子化協議会の連携が重要であるため、各者間の連携を密にし、特別徴収制度が円滑に実施されるよう、国に対し機会をとらえて要望してまいります。

---

(要望事項)

- (11) 制度改正に伴うシステム改修費は徴収取扱費に算定上含まれているとのことだが、納税者数に比例して経費がかかるわけでもなく、改正内容によっては膨大な経費になる場合もあり、その経費は町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う、  
(社) 地方税電子化協議会に対する事務運営費やシステム運用関係費・ASP費用等は恒久的に発生するものであり、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施すること。

<措置状況> (政策部)

国の制度改正に伴うシステム改修等の費用については、徴収取扱費によって負担をしておりますので、県がこれとは別に特別の負担を行うことは困難であります。

なお、個人県民税に係る徴収取扱費については、地方税法上、個人県民税の納税義務者数に3,000円を乗じて得た金額などを交付することとされておりますが、第174回国会に提案されている地方税法等の一部を改正する法律案では、平成22年度の徴収取扱費について、納税義務者1人あたり300円の引上げを行い、個人県民税の納税義務者数に3,300円を乗じて得た金額とすることとされております。

---

(要望事項)

- (12) 地方税の徴収率向上は、税務行政の信頼性、税の公平、更には税源移譲に伴い地方税の重要性が増す中で税収入を確実にするため緊急かつ重要な課題である。

広域滞納整理機構は、専門的知識・経験を有する組織による運営により、不動産の差し押さえ・換価をはじめ、効率的な滞納整理業務を行うことが可能となる。

よって地方税務行政の充実のため機構の設立をすること。

<措置状況> (政策部)

御要望の点については、これまで、県内市町村との研究会等でさまざまな検討を行ってまいりましたが、安定した運営を図るために必要な職員の確保が困難であることや、市町村における新たな費用負担が必要となることなどから、県としては、早期実施は困難と考えております。

なお、平成20年5月に県内市町村に対して行ったアンケート調査では、過半数の市町村が、地方税に係る広域連合等に参加する意思はないとの回答をしております。

---

(要望事項)

## 2 地方債の繰上償還、借換えについて

政府資金に係る地方債については、平成19年度から3年間の臨時措置として、一定の要件を満たす団体を対象に補償金なしの繰上償還並びに借換債の措置が実施されました。しかし、現行の要件は厳しく、特に財政融資及び旧郵政公社資金については、財政力指数による線引きのみならず、実質公債費比率等による要件も伴い、対象となる団体が限られている状況です。現在の財政力指数は、三位一体改革による算定方式の変更によるものであり、1.00以上であっても、財政状況の健全性を表す指標とはなっていません。また、実質公債費比率や経常収支比率についても、各団体の行政改革の断行、人件費を始め並々ならぬ経費削減の努力により、抑制を図っているところです。従いまして、旧公営企業金融公庫資金同等の要件緩和について、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (総務部)

公的資金補償金免除繰上償還については、地方財政法附則第33条の9及び地方交付税法等の一部を改正する法律附則第5条により平成21年度までの措置と規定され、また、平成21年4月1日付け総務省自治財政局長通知「平成21年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」により、

「繰上償還の対象は利率5.0%以上の債権」とされ、また、「財政力指数1.0以上の団体は対象としない」とされているところであります。

今般、平成22年度の地方財政対策の中で、公的資金補償金免除繰上償還については、引き続き、平成22年度から24年度までの実施が示されたところであります。詳細な対象要件等については、今後判明していくことになりますが、財政力指数1.0以上の団体の取扱いなど、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていない点もあることから、今後とも、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

---

#### (要望事項)

### 3 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスルジウムなどの問題への対応、更には老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講ずるよう引き続き国への働きかけを要望します。

- (1) 政府資金及び公営企業金融公庫資金について、貸付利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。

#### <措置状況> (総務部)

水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることから政府資金等の公的資金が優先的に配分されており、地方公共団体金融機構資金の優遇金利の適用や地方交付税措置等による公債費負担の軽減措置が講じられているところであります。

また、水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業債と比較しても長期の償還期間が設定されており、平成21年度から、地方公共団体金融機構資金の償還期間については、28年以内から30年以内に延長されたところであります。

公営企業である水道事業については、民間的経営手法の導入等、なお一層の経営改善努力を求められておりますが、経営健全化を図る観点から制度改善が必要なものについて、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

---

#### (要望事項)

- (2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

#### <措置状況> (総務部)

旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、平成20年度に貸付要件が拡大されており、平成22年度の地方債計画では、300億円が計上されているところであります。

詳細な対象要件等については、今後判明していくことになりますが、今後とも、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

---

#### (要望事項)

### 4 市町村振興補助金の拡充について

市町村振興メニュー事業補助金については、平成18年度から基幹道路事業及び大規模改造事業に係る下限事業費の引下げが行われましたが、いまだ町村の活用しやすい制度とはなっていません。

財政力の弱い自治体においては、国による三位一体改革に伴う補助負担金の削減など、ますます厳しい財政状況が見込まれますので、より一層の制度の改善を図るよう要望します。

(1) 下限事業費を更に引き下げること。

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、これまで、市町村の意見・要望や行政需要の動向を踏まえ、毎年、メニューの新設改廃等、市町村の自主性・主体性を尊重し、利用しやすい制度への改善を図ってまいりました。平成20年度には、道路施設などの下限事業費を緩和する等の制度改善を図ることとしましたので、現状ではこれ以上の下限事業費の引き下げは困難と考えております。

---

(要望事項)

(2) 小規模改修を補助メニューに新設すること。

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、維持補修費等の経常経費については、限られた財源を多くの市町村に公平に活用していただくため、補助対象外としているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

---

(要望事項)

(3) 道路施設・河川施設等について、国庫補助採択事業や交付金対象事業（まちづくり交付金や道整備交付金等）も補助対象とすること。（国の補助金改革により、国庫補助が大幅に削減されている中で、国庫補助採択事業等にあっても充実した財政措置とはなっていない。特に「選択と集中」により都市基盤整備を重点的に行う都市再生整備計画エリアや地域再生計画エリアの道路等整備に特段の配慮をいただきたい。）

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、道路施設・河川施設における国庫補助採択事業等にあっては、国庫補助金のほか、地方債等による財政措置が充実していることから、補助対象外としているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

---

(要望事項)

(4) 事業費に対する補助金先付け分の上限枠（2,000万円）を撤廃・増額すること。

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、補助金交付要綱取扱要領第3条及び第4条に定める特定財源相当額の控除及び補助金充当可能額の算出については、限られた財源を公平に活用していただくため、地方債について、地方債の起債許可又は同意の有無にかかわらず2,000万円を残し控除することを原則とし、それを上限枠としたものでありますので、その趣旨を御勘案、御理解いただきたいと思います。

---

(要望事項)

(5) 補助率を引き上げること。特に町村等小規模団体については補助要件を緩和すること。

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の財政負担の軽減を図ることを目的とした県単独の支援制度であることから、補助率は3分の1を原則とし、小規模である等の特別な事情がある場合に補助率を2分の1に引き上げて実施しているものであ

りますので、さらなる補助率の引上げは、困難であります。

---

(要望事項)

- (6) 学校施設の整備改修等についても対象とすること。

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の財政負担の軽減を図ることを目的とした県単独の支援制度であることから、補助対象となる公共施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の一般的な共同利用に供する施設としております。

したがって、義務教育施設に対しては、補助対象外としているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

なお、義務教育施設であっても、市町村振興メニュー事業補助金の施設統廃合事業やバリアフリー対策事業など、既存メニューに該当する場合には、当該メニュー補助金の活用は可能となります。

---

(要望事項)

5 県貸付金の要件について

県貸付金は、同要綱の取扱要領で「年度内に完了不可能と認められる事業」については、貸付を制限又は行わない定められています。しかしながら、昨今の公共工事においては、想定外の情勢が起こることもあり、やむなく次年度へ繰越せざるを得ないことがあります。その結果、一般財源で賄うこととなり、財政運営に支障をきたしかねない状況となってしまいます。やむを得ず事業を翌年度へ繰り越す場合においても、通常の起債同様に貸付金の繰越し可能となるよう要望します。

<措置状況> (総務部)

神奈川県市町村振興資金貸付要綱取扱要領第2条第3項において「当該年度の事業が年度内に完了不可能と認められる事業」については、「貸付の制限又は貸付を行わないものとする」と規定しておりますが、当該年度の出来高部分については貸付を行っているところであります。繰越部分については、事業費が確定しないことから貸付が困難であり、御理解いただきたいと思います。

---

## 2 地域情報化施策の推進

---

(要望事項)

1 電子自治体構築に向けた財政支援について

行政事務のIT化の進展により電算システムの重要性が増す中で、市町村にとって電算システム維持運営経費の財政に占める割合が高まるとともに、その負担は市町村財政を左右する要因となる一方、各市町村が個々にシステムを運営している現状は、市町村合併はもとより広域行政の円滑な実現の上で大きな阻害要因となっていることから、電算システムの効率的運営の実現のため、県が次の取組を実施することを要望します。

- (1) 県内市町村が地方分権の推進に対応し、市町村合併や広域行政をはじめとする一体的な行政運営を円滑かつ迅速に実施できるよう、県の主導による県域単位の電算システムの共通化あるいはシステムの互換化を実現すること。

<措置状況> (総務部)

県では市町村と共同で平成17年度から電子自治体共同運営を開始し、現在、電子申請・届出シ

システム、公共施設利用予約システム、かながわ電子入札共同システムの3つのサービスを提供しております。共同運営方式による行政サービスの充実について、新たなサービスに関する検討会を設け、今後も積極的に検討を進めてまいります。

なお、県域単位の電算システムの共同化等については、市町村が主体となり、県内市町村の合意を形成しながら進めていくべきものと考えております。

---

(要望事項)

- (2) 国がシステムの制度設計を行う介護、住基ネット、児童手当、後期高齢者制度等については、システムの新設及び改正に伴い市町村に生じる経費は、基本的にその全額を国庫で措置するよう、国への働きかけを行うこと。なお、電算システムに係る経費は、当該市町村の財政力等にかかわらず、実質的に手当されることが必要であるため、国への働きかけに当たっては、その点に留意すること。

<措置状況> (総務部、保健福祉部)

電子自治体の推進には多額の費用が見込まれますので、システムの構築・運用や、制度改正に伴う改修等について、市町村への財政的支援措置の拡充を行うよう、今後も機会をとらえて国に要望してまいります。

---

(要望事項)

- (3) 県市町村電子自治体共同運営協議会については、その負担額に対して費用対効果が十分でないことから、それを検証することと、平成22年から運用開始となる次期システムの調達において負担額増大しないよう十分に配慮すること。

<措置状況> (総務部)

県は市町村と共同で県市町村電子自治体共同運営協議会を構成し、平成17年度から神奈川電子自治体共同運営サービスを提供しておりますが、平成22年度から次期システムに切り替わることに合わせ広報を実施するなど、今後も利用促進に努めてまいります。

次期システムの調達にあたり、次期システムに係る各年度の経費が現行システムの運用費内に収まるようサービス提供型へ契約内容を見直すなどの取組を協議会で進め、平成22年度以降の県市町村負担額については、県市町村ともに軽減を図っております。

---

(要望事項)

- 2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について  
町村の多くの地域では、山間部特有の複雑な地形のためテレビ電波が良好に受信できず、このためテレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信しており、個別アンテナ受信者の多くも劣悪な環境で受信しています。

平成23年(2011年)の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、更にテレビ共同受信施設事業の重要性が増すことと思われます。このため、テレビ共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するために想定される設備の更改等に掛かる費用は小規模な事業者の重い負担となることが考えられるとともに、地域特性に適した情報通信基盤整備の一環としての新たな事業の展開も想定されることから、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する直接補助等の十分な支援措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

さらに、生活に必要な情報を提供するテレビ放送をだれもが等しく視聴できるよう、ナショナルミニマム確保の観点からも、デジタル放送受信機器等の無償給付の対象となる基準を実情に照らし合わせ、緩和するよう要望します。

<措置状況> (県民部)

地上デジタル放送への移行は、国の施策として推進されているものであり、平成23年7月24日の地上デジタル放送への移行に向け、地域的な格差が生じないよう、国の責任において適切な措

置を講じるべきものと考えております。県としては、これまでにデジタル中継局の整備、受信障害対策や視聴者への情報提供の充実について、国に対して、要望をしております。

国においては、辺地共聴施設のデジタル化について、平成20年度に施設改修等に係る補助率を3分の1から2分の1に拡充、平成21年度には、新たな難視聴地域において共聴施設を新設する場合の補助率を3分の2に引き上げる等、支援策の充実が図られておりますが、御要望の趣旨については、平成21年1月に発足した「神奈川県地上デジタル放送普及推進会議」などの機会をとらえて、国に伝えるとともに、国からの関連情報については、迅速、的確に市町村に提供してまいります。

---

#### (要望事項)

##### 3 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、国定公園や県立自然公園地域に指定されている自然豊かな地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、県立自然公園や国定公園を管理する県が率先し、緊急時に有効な携帯電話が使用できる環境の整備をするよう要望します。

#### <措置状況> (環境農政部)

携帯電話アンテナ基地局は、各企業が設置しておりますので、設置許可申請があった際には、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の規定に基づき、適宜判断してまいります。

県では、今後も引き続き安全・安心の視点を含め、登山道など公園施設の維持管理に努めてまいります。

---

#### (要望事項)

##### 4 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

町民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、市町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入後のランニングコストについて、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、ランニングコスト及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な財政措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

また、いまだ導入されていない自治体に対し、導入費用についても同様な財政措置を講ずるよう、併せて要望します。

#### <措置状況> (総務部)

戸籍事務の電算化に伴う経費については、平成16年度から、普通交付税の算定上、市町村の標準的な行政経費として措置されているところであります。

その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えてまいりたいと考えております。

---

### 3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

#### (要望事項)

##### 1 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加

しています。つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現するよう要望します。

(1) 「群れ」を単位とする適正な個体数管理の徹底等、被害防止の視点からの特定鳥獣保護管理計画による徹底した個体数の適正管理

<措置状況> (環境農政部)

ニホンザルの保護管理については、「第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画」に基づき、群れごとの個体数や行動域などのモニタリング結果を検証しながら毎年度、事業実施計画を策定し、事業推進しております。

また、個体数が増加し、分裂することで被害が拡大する恐れがある場合には、分裂を阻止できる規模まで個体数を調整することができることとしましたので、市町村が個体数調整に取り組むに当たっては、県としても、鳥獣被害防除対策専門員による個体識別などの技術的支援や財政的支援に努めてまいります。

---

(要望事項)

(2) 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業の積極的推進

<措置状況> (環境農政部)

県営林における広葉樹林の保育は、必要最小限とすることを原則とし、林冠が閉鎖して下層植生が劣化し土壌の流出などの恐れがある場合に、受光伐や土壤保全工の設置等を行うこととしております。

なお、県営林では、生物多様性の保全、森林生態系の健全性と活力の維持、土壌と水資源の保全などに配慮しながら木材資源の循環利用を図ることとし、森林の立地条件、自然条件に応じた目標林型を定めて森林施業を進めておりますが、この中で、人工林の混交林施業や巨木林施業については、シカを含めた多様な野生生物の生息環境整備に資するものと考えております。

---

(要望事項)

(3) 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保

<措置状況> (環境農政部)

柵整備事業及び小規模農地への獣害防護柵設置も含めて、市町村が設置又は補助事業として設置する場合には、鳥獣被害対策事業費補助で対応しており、引き続き財政支援に努めてまいります。

---

(要望事項)

(4) イノシシ対策としての防護柵の設置等に対する財政支援

<措置状況> (環境農政部)

イノシシ対策用の防護柵設置について、市町村が設置又は補助事業として設置する場合には、鳥獣被害対策事業費補助で対応しており、引き続き財政支援に努めてまいります。

---

(要望事項)

(5) 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化

<措置状況> (環境農政部)

鳥獣被害対策事業費補助については、現行制度の範囲内で引き続き財政支援に努めてまいります。

---

(要望事項)

(6) 広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。

- ・ 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進
- ・ 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化
- ・ 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立

#### <措置状況>（環境農政部）

有害鳥獣対策は、被害が発生している地域の実情に応じて、個体数調整と追い払いや防護柵の設置、誘引要因の排除などを適切に組み合わせて、総合的に実施することが必要であり、地域関係者などによる主体的な取組があつてこそ効果的な対策が可能となることから、市町村が実施する鳥獣被害対策事業に対し、引き続き財政支援を行うとともに、鳥獣被害防除対策専門員などによる技術的支援や研修等を通して地域の人材育成に努めてまいります。

さらに、近隣の市町村間の連携を図るため、各地域県政総合センターが事務局を務め、県、市町村、農業団体などで構成する地域鳥獣対策協議会において、地域関係者の連携による広域的な被害防止対策や捕獲体制などについて議論・検討してまいります。

また、県が捕獲許可権限を有するシカ、サル等について、捕獲許可の申請があった時には、速やかな審査に努めています。

野猿については、捕獲後の個体処分の経費を含めて市町村に対して助成を行うとともに、鳥獣被害防除対策専門員による個体識別などの技術的支援を行ってまいります。

---

#### (要望事項)

(7) 有害鳥獣対策により捕獲されたシカやイノシシは、現状では埋め立て処分されており、食肉として処理加工・販売することで新たな地域産業の創出が可能となるが、各自治体単独での事業化には課題が多いことから、県が主体となって食肉処理マニュアル等の事業化の検討を行うこと。

#### <措置状況>（環境農政部）

本県において、シカは将来的に捕獲頭数の減少が見込まれており、イノシシは、生息頭数の推計方法がなく、有害鳥獣として年間に捕獲される頭数（最近5年間の平均）は、足柄上地域で60頭程度、全県でも500頭程度にとどまっています。さらに、食用にするには、肉質の低下を防ぐため、捕獲後2時間以内に処理施設へ搬入する必要があります。

こうした状況の中で、丹沢の広い地域で捕獲されているシカやイノシシについて、将来にわたって年間の計画処理頭数をどのように確保していくのかが大きな課題であると考えております。

シカやイノシシ肉の地域特産物としての有効活用については、まず、こうした課題や費用対効果などを踏まえた事業（経営）計画のあらましをお示しいただき、県として支援内容を検討してまいりたいと考えております。

食肉処理マニュアルの策定については、捕獲個体の食肉利用について、処理する鳥獣の種類、規模（処理頭数、頻度等）加工（製造）の程度など、具体的な内容が判明した時点で、他法令の規制の確認、既にマニュアルを作成している自治体の事例等を参考に、マニュアルの必要性を含めて検討してまいりたいと考えております。

---

#### (要望事項)

## 2 移入鳥獣等防除に対する支援について

三浦半島地域で被害が深刻化している移入鳥獣問題において、アライグマについては、神奈川県アライグマ防除実施計画策定により、具体的な措置を講じていただいているところですが、最近ではタイワンリスもアライグマ同様に生活被害等を発生させています。

また台風、強風による倒木については、「タイワンリスが木の皮をかじり、木が枯れてしまっ

ていることが原因のひとつでは」との声も毎年寄せられ、そのことが昨今問題とされている、山が荒れる要因ともなっているのではと危惧しています。

葉山町においても特定外来生物の防除計画を策定し、アライグマ同様に捕獲等実施しているところですが、タイワンリスの生息実態や効果的な捕獲方法については、情報量が少なく生息域が広範囲にわたり対応に苦慮しているなかで、年々被害と共に捕獲頭数が増大し予算が増額する状況にあります。

アライグマ・タイワンリス共に、対策を進めるうえで、補助金等による支援措置が講じられていますが、実施計画を推進するには情報の収集・提供はもとより更なる事項として補助率の引上げや捕獲後の個体の処理等の支援及び必要とされる具体的な対策を検討するよう要望します。

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

アライグマ、タイワンリスの防除については、各市町村において、年度ごとに取組内容を検討していただき、各地域鳥獣対策協議会等で隣接する市町村等と必要な調整を行い、事業計画を策定していただいているので、県としても、市町村の主管課長会議や担当者研修会において取組の推進を働きかけるほか、広域的な被害防除等の対策や体制整備について各地域鳥獣対策協議会で検討を進めることとしており、今後とも、財政支援とともにこうした取組によって、各市町村が目標を達成できるよう調整してまいります。

また、三浦半島の市町の捕獲については、横須賀三浦地域県政総合センターが事務局を務める横須賀三浦地域鳥獣対策協議会において、半島全体の一斉捕獲の実施など対策に取り組んでまいります。

なお、市町村が行う被害対策事業に対する財政支援については、捕獲後の個体処理も補助対象に含めて、現行制度の範囲内で引き続き財政支援に努めてまいります。

---

#### （要望事項）

#### 3 ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多く吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではなくなってきています。

県において平成19・20年度にわたって実施しているヤマビル対策共同研究では報告書がまとめられ、平成21年4月に新設されたヤマビル被害対策事業費補助金では山道への忌避剤購入経費を負担するなどの措置をとっていただいているところです。しかし、被害の広域化にはなかなか歯止めがかかる現状であることから、今回の研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について要望します。

#### （1）ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大

#### ＜措置状況＞（環境農政部）

ヤマビルについては、平成19年度、平成20年度の2年間にわたり県試験研究機関等が行った共同研究を踏まえて、吸血被害を防ぐ方法をはじめとした被害対策について普及啓発に努めるとともに、市町村の重点対策計画に基づき草刈りなどの環境整備活動などを実施する地域の取組などを支援し、分布拡大の抑制に向けて、市町村が行うシカの管理捕獲や防護柵の設置に対しても財政支援に努めてまいります。

---

#### （要望事項）

#### （2）県のヤマビル対策共同研究によると、ヤマビルの広域にわたる生息域の拡大要因の一つと

して、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。このため、農作物への被害対策を目的とした防鹿柵の設置にとどまらず、ヤマビル被害撲滅に向けた防鹿柵の設置や既存柵の撤去などの補助事業などの拡充。

<措置状況>（環境農政部）

ヤマビルを運ぶシカの侵入防止を目的とする防鹿柵の設置については、既存の補助制度の中で支援しております。

なお、市町村が行う被害対策事業については、引き続き財政支援に努めてまいります。

また、既存柵の維持管理は市町村が行っておりますので、その撤去も市町村において行うようお願いします。

---

(要望事項)

(3) 県による生息域や生息環境などの生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究、環境影響調査、茶園等の農耕地管理調査研究などの、現在の研究成果を踏まえた駆除や拡大防止策の積極的な実施と、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等の実施。

<措置状況>（環境農政部）

ヤマビルについては、平成19年度、平成20年度の2年間にわたり県試験研究機関等が行った共同研究を踏まえて、吸血被害を防ぐ方法をはじめとした被害対策について普及啓発に努めるとともに、市町村の重点対策計画に基づき草刈りなどの環境整備活動を行う地域の取組などを支援し、分布拡大の抑制に向けて、市町村が行うシカの管理捕獲や防護柵の設置に対しても財政支援に努めてまいります。

---

(要望事項)

4 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等につきましては、定期的に実施しており、自治体も住民と一緒に河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施しています。

しかしながら、河川全域では、不十分な個所も見受けられることから、更なる草木の除草並びに伐採を要望します。

さらに河川内の雑木の伐採や草木の除草につきましては、地元の住民や各種団体がボランティアで行っていることから、引き続き活動を行うための助成制度の創設を併せて要望します。

<措置状況>（県土整備部）

御要望の河川の草刈りや伐木については、洪水対策や、河川環境の保全を一層推進するため、事業拡大に努めています。

地元住民や各種団体が行っている除草等への助成制度創設については予定がございませんが、これまででも、草刈り作業等を地元自治会等に委託する自治会委託制度により実施してきましたので、今後も地元の皆様の協力をいただき、自治会委託制度の積極的な活用に努めてまいります。

---

(要望事項)

5 住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の確保について

神奈川県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金については、住宅用太陽光発電システムを導入する個人に対し助成する事業ですが、「予算の範囲内で補助金を交付するもの」とされております。住宅への太陽光発電の導入により、家庭からの温室効果ガスの排出の抑制を図り、もって地球温暖化防止に寄与する事業ですので、住民が積極的に地球環境保全に参加するためにも、町村の補助事業化を支援するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

住宅用太陽光発電設備の設置については、平成21年度に創設した補助制度を一部見直し、平成

22年度は引き続き各市町村と連携した補助を実施するため所要の措置を講ずることとしました。また、発電した電力の買取制度の効果なども踏まえ、今後の導入促進策の在り方を検討してまいります。

なお、住宅用太陽光発電設備の設置費補助については、原則として、各市町村の当初予算措置分に応じて必要な額を措置しており、平成22年度は年度途中で申請件数が予定件数を越えた場合に、補正予算により対応することは想定しておりません。

---

## 4 福祉施策の充実

---

### (要望事項)

#### 1 児童福祉の充実について

- (1) 国は、少子化対策として児童手当特例給付の支給対象を拡大してきた。

今後、地方負担を余儀なくされるこれらの制度改革は、財政状況の厳しい地方行政にとって、更なる義務的経費の増額につながり、地域の特性に合わせた少子化対策・子育て支援の次世代育成支援行動計画の推進にも大きな影響を及ぼすことが心配されるので、支給対象が拡大された特例給付も含め、国が全額費用負担をするよう強い働きかけを行うこと。

#### <措置状況> (保健福祉部)

国は、平成22年度、新たに所得制限を設けない「子ども手当」を創設し、現行の児童手当については、「子ども手当」の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとして、国、地方、事業主が費用を負担することとしております。

また、国は、平成23年度における「子ども手当」の支給については、平成23年度予算編成の過程において改めて検討することとしておりますが、県としては、地方負担の廃止に向けて、強く働きかけ等を行ってまいります。

---

### (要望事項)

- (2) 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難であるため、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

#### <措置状況> (保健福祉部)

児童虐待の対応の増加など多様化する児童相談業務に対して、県では、人件費等財政的な支援は難しいところですが、各市町村において相談援助活動が円滑に実施されるよう、市町村の児童相談担当職員に対する研修会の開催や児童相談所の児童福祉司等による同行訪問や同席面接、ケース検討会議への参加等の支援を行っております。

また、今年度からモデル市を設定し児童福祉司が定期的に出向き、ケース会議への参加や個別事例への助言を行うなど、市の実情に即した支援を試行的に始めております。

今後も、こうした取組の充実を図ることにより、各市町村の現状やニーズに応じた支援を引き続き行ってまいります。

---

### (要望事項)

- (3) 民間保育所運営費用に係る助成について、改正した補助内容は、障害児保育加算の拡大がなくなり、開所時間加算、利用者別基礎加算を経過措置にて1/3ずつ毎年減額し3年後には

全廃するというもので、補助の縮小は、前向きに児童の処遇を考え運営している保育所の運営を圧迫するものである。今後の少子化対策の観点からも従前の補助基準へ戻すこと。

また、発達障害児等への福祉施策の拡充を図るための新たな支援制度を創設するとともに、障害児保育実施要綱の見直しや補助員等職員の配置に伴う人件費補助などの財政支援についても、国に強く働きかけると同時に、県としても支援等を講ずること。

#### ＜措置状況＞（保健福祉部）

保育所入所待機児童の解消に向けた取組を進めていくことに伴い、利用児童の大幅な増加が見込まれ、民間保育所に対する法定の負担金や補助金の増加、さらには多様な保育サービスに対する保護者のニーズの多様化への対応がこれまで以上に求められてまいります。

このような課題に県として対応していくに当たり、特別保育や認定保育施設、放課後児童クラブなどへの支援の充実を図る一方で、「年齢別基礎加算」について、特に待機児童の多い0～2歳に重点化することや、「開所時間加算」について、施策誘導的な所期の目的を達成したことから見直したものであり、御要望には沿いかねます。

「障害児加算」は、国から市町村に対する地方交付税措置において、障害児の保育に必要となる保育士の配置のための経費については、平成18年度までは重度及び中度の障害児を対象として措置されていたことから、県では、国の対象としていない軽度の障害児を対象として補助してきたものであります。

平成19年度からは、この地方交付税措置の対象児童が、発達障害を含め、重度から軽度まで既に拡大されている中、これまで補助を継続してまいりましたが、国・県・市町村の役割分担を踏まえ、県としての加算制度は、やむを得ず段階的に廃止することとしたいと考えております。

県としては、障害児の保育を行う上で、保育者に求められる専門性の向上に対し、現任の保育士を対象とした研修を実施する専門機関である「保育センター」への補助を通じて、人材育成への支援を引き続き行ってまいります。

なお、国に対しては、「一般財源化された障害児保育特別対策事業は障害児を持つ保護者の社会参加の促進、子育て支援及び障害児の保育の充実を図る上で重要な事業であることから、より一層の財政措置を講ずること。」を要望しております。

---

#### （要望事項）

- (4) 放課後児童健全事業について、国は放課後等における子どもたちの安全で、健やかな居場所づくりを推進するということで、放課後子どもプラン推進事業費に国庫補助金を交付しているが、この国庫補助基準では、児童数が10人未満の放課後児童クラブは補助対象外となってしまいます。地域の状況を踏まえ、制限を廃止し、少人数のクラブでも対象とするよう、国へ働きかけすること。

#### ＜措置状況＞（保健福祉部）

「全国主要都道府県民正部(局)長連絡協議会」による国への要望において、「10人未満のクラブに対する補助等事業のさらなる充実が図られるよう、税財源が移譲されるまでの間、国において必要な財源を確保されたい。」と要望しております。

---

#### （要望事項）

- (5) 児童手当については、現行では所得制限があるため、所得調査があり事務的負担があることや、子育て世帯の支援という観点からも所得制限の撤廃をし、全世帯に給付できるように国へ法改正の働きかけをすること。また、あわせて全国一律の制度であることを鑑み、現在ある市町村の財源負担分廃止への働きかけをすること。

#### ＜措置状況＞（保健福祉部）

国は、平成22年度、新たに所得制限を設けない「子ども手当」を創設し、現行の児童手当につ

いては、「子ども手当」の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとして、国、地方、事業主が費用を負担することとしております。

また、国は、平成23年度における「子ども手当」の支給については、平成23年度予算編成の過程において改めて検討することとしておりますが、県としては、地方負担の廃止に向けて、強く働きかけ等を行ってまいります。

---

#### (要望事項)

#### 2 障害者福祉の充実について

(1) 地域生活支援事業は、統合補助金として予め定められた額を、事前に市町村からの事業協議を受けて事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされているが、サービスの充実を図ろうとしても、必要とする補助金額が配分されるとは限らない。市町村が従来の障害福祉サービスの水準を下げることなく、より一層充実していくよう、十分な財源確保を図ること。

また、平成21年度補助金から国の要綱改正により、市町村が独自に個人給付を行い、または個人負担を直接的に軽減する事業である「福祉タクシー助成、自動車燃料費助成」などの事業が、補助対象外となったところであるが、事業の上限を設けず、自立支援給付の補助率と同様となるとともに、市町村が独自に個人給付している事業などを、従前どおり補助対象とされること。

#### <措置状況>（保健福祉部）

地域生活支援事業補助金は、自治体の裁量を尊重した補助形式である統合補助金として、各事業の実績に基づき補助金を交付することとはされておりませんが、事業の実施に当たり財源が確保されるよう、地域生活支援事業に係る十分な予算措置について、国に要望してまいります。

また、補助対象については、要望の主旨を機会を捉えて国に伝えてまいりたいと考えております。

---

#### (要望事項)

(2) 障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うこと。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施されたことより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。

については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1／2、県1／4を維持すること。

#### <措置状況>（保健福祉部）

必要なサービスは、できるだけ身近な地域で利用できることが望ましいのは当然ですが、障害者等のニーズやサービス提供事業所の状況によっては、市町村域を超えてサービスの利用や提供が必要になる場合があります。

県では平成21年度の神奈川県障害福祉計画の改定にあたり、指定障害福祉サービスの将来見通

し及び必要なサービスの確保に向けた取組について検討したところですが、今後は、県、市町村、圏域自立支援協議会などが協調して、地域の実情に応じ、障害保健福祉圏域外を含む法人、施設・事業所に対して、新たな参入促進や事業拡充を呼びかける等、サービスの確保に向けて取り組んでまいります。

また、自立支援給付費の負担金については、引き続き、法令に基づく県費負担を行ってまいります。

---

#### (要望事項)

(3) 障害者地域作業所については、県でスタートした制度であり、障害者の作業訓練や日中活動など地域生活を支える場として、その役割は大変大きなものがある。県は地域活動支援センター等を含めた法定内事業への移行について、補助金等今後の支援について検討されているが、自立支援法における法定基準を満たさない小規模作業所については、法定基準のみを対象とせず、県が独自の施策を展開するなど、今まで作業所が担ってきた役割等が失われることなく、障害者地域作業所の機能が十分確保できるよう、現行運営費補助の継続と支援体制を充実すること。

#### <措置状況>（保健福祉部）

障害者地域作業所については、障害者自立支援法の施行により、同法に基づく就労支援に向けた事業や市町村地域生活支援事業の地域活動支援センターへ移行することが可能となりました。移行の条件等がすぐには整わない場合もあることから、障害者地域作業所が計画的に移行できるよう、市町村等と話し合いながら、経過措置として必要な支援を行ってまいります。

なお、障害者地域作業所等が法定内事業に移行するに当たっては、これまで担ってきた役割や機能を維持、発展させるため、神奈川県地域活動支援センター事業によるメニュー的な補助などを実施することにより、市町村と協力して、必要な支援を行っております。

平成22年度には、移行が一層進むよう、補助の充実を図ってまいります。

---

#### (要望事項)

(4) 重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1／2を維持すること。

また、重度障害者になった年齢が65歳以上を県重度障害者医療費助成制度の対象外としたことで、町の負担が増加するので、制度の対象とすること。

#### <措置状況>（保健福祉部）

県単独事業(重度障害者医療費助成制度)の市町村補助金の補助率については、原則として3分の1以内、特別な事情がある場合も2分の1とされております。

また、制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度全市町村からの要望に基づき、「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、県と11市町による検討会を設置し検討を重ねた経緯があります。

その検討結果が、平成19年3月に報告書として県に提出され、その後、各市町村長や障害者団体等との意見交換を実施し、同年9月に県としての方針決定をし、平成20年10月から見直しを行ったところであります。市町村においては、県と一緒に見直しの検討をしてきた経緯もあり、県としては、方針を変更する考えはありません。

---

#### (要望事項)

### 3 介護保険制度の改善について

(1) 介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給付分25%及び施設等給付費分20%にそれ

それ5%の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、第1号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、算定方法の見直し等の財政措置を国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

介護保険制度に係る国庫負担については、市町村財政の安定化と負担軽減を図るために、現行の調整交付金とは別枠として措置するなど、確実な税財源措置を講じるよう、国に要望しております。

---

(要望事項)

(2) 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

低所得者対策については、一定の措置が図られているものの、その内容はまだ不十分であると考えておりますので、低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減について、国において恒久的な制度の拡充に努めるとともに、確実な税財源措置を講じるよう、引き続き要望しております。

また、地方自治体が過大な負担を負うことないよう、事務費の補助等について必要な措置を講ずるよう国に要望しております。

---

(要望事項)

(3) 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、介護家族等に対する慰労制度を充実するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

介護家族等に対する慰労制度については、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられており、各市町村がそれぞれの地域の実情や必要に応じて実施すべきものであることから、当該事業の活用が望まれます。

---

(要望事項)

(4) 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まる認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。また、小規模多機能型居宅介護のように、サービスが創設されて約2年が経過しても、その事業所の整備がなかなか進まないという現実も介護報酬に大きな原因があると思われる。

このような問題を解決すべく現状の分析に基づき介護報酬の見直しを国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

介護報酬の改定にあたっては、介護現場の実態を踏まえた介護報酬体系の見直しや必要な措置を講ずるよう、引き続き、国に要望してまいります。

---

(要望事項)

4 高齢者福祉の充実について

(1) 高齢化社会の進展に伴い、シルバー人材センター等の役割は今後ますます重要になるが、特に団塊の世代の一斉退職を迎えることに伴い、会員の大幅な増加に対応した体制の充実や事

業規模の拡大が必要になるなど、運営は大変厳しい状況にある。

県補助金については、実情を十分に理解された上、今後、補助金について基準の見直しなど支援を再検討すること。

<措置状況>（商工労働部）

各町村が設置する高齢者事業団については、シルバー人材センターへの法人化の促進を図る中、高齢者労働能力活用事業費補助金として当面、継続することとしており、平成22年度予算においても、前年度の補助限度額を維持することとしております。

なお、現行制度は平成19年度から開始したばかりであり、基準の見直しについては特に予定しておりません。

---

(要望事項)

(2) 法人格を有するシルバー人材センターへの補助金の交付期間については、現行は3年間であるが、当該交付期間の延長も含めて助成制度の見直しを行うこと。

<措置状況>（商工労働部）

法人格を有するシルバー人材センターについては、国庫補助金交付対象であるため、本県からの補助は、原則として平成18年度をもって廃止しました。しかしながら、新たに法人化したシルバー人材センターについては、財務体制が脆弱であると考えられるため、法人化から3年間に限り補助金を交付することとしております。

補助金交付は、あくまで例外的な措置でございますので、交付期間の延長は予定しておりません。

---

(要望事項)

(3) 現行の高齢者在宅福祉事業補助金基準では、単位老人クラブ会員数が概ね50人以上（運用常時30人以上）が補助対象となっている。

しかし、地域性等から少人数で構成せざるを得ない状況においても活動が活発に行われている単位老人クラブもあるので、会員数の基準を撤廃し、少人数の単位老人クラブも補助対象とすること。

<措置状況>（保健福祉部）

国の要綱が改正され、補助対象となる会員の規模が50人以上から30人以上に緩和されたことを受け、県の助成対象基準も22年度予算から50人以上から30人以上に基準を緩和し、より少人数の単位クラブも補助対象にします。

また、会員の規模について「ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。」としておりますので、少人数で構成せざるを得ない状況においても活動が活発に行われているクラブがあれば、当該事業の対象となり得るかについて、国に確認を取りつつ対応していきたいと考えております。

---

(要望事項)

5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全県的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、母子加算廃止、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、生活保護者の更生医療等他法優先については、県による町村への支援策を講ずるよう要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

生活保護における級地区分については、地域の実情を十分勘案した見直しを行うよう、これま

でも国に要望しております。

なお、母子加算については、平成21年12月から復活しているところであります。

更生医療については生活保護よりも優先される国の制度であり、特別交付税の算定基礎となつております、県による町村への支援は困難であります。

---

#### (要望事項)

##### 6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について

近年、障害者の社会参加が増加している中、県内には多くの観光客が来訪しており、その中には障害者の旅行客も含まれていることから、観光地の町では、町が設置しているトイレについては、オストメイトに対応した整備を図っているところです。

つきましては、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

##### <措置状況>（保健福祉部、環境農政部、県土整備部）

平成20年12月に福祉の街づくり条例を改正し、みんなのバリアフリー街づくり条例として平成21年10月1日に施行しました。改正条例の整備基準においても、公共的施設にトイレを設置、または改修する場合は、車いす使用者などの障害者や子どもを連れた方をはじめ、だれもが利用しやすいトイレ（みんなのトイレ）を設置することを義務付けております。さらに、今回の改正により、「みんなのトイレ」におけるオストメイト対応の洗浄装置の設置を、「望ましい水準」から「設置義務」としましたので、今後とも条例の適正な運用に努めてまいります。

富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）内における、県が管理する公園施設としての公衆トイレは、箱根町からの御要望に対応するため、箱根町と検討を重ね、現在までに設置可能と考えられる箱根町園地等計4か所の公衆トイレについて、オストメイトに対応する洗浄装置の整備を行いました。

---

## 5 保健医療・衛生対策の充実

---

#### (要望事項)

##### 1 地域医療体制の充実について

少子高齢化が進む中、安全で安心して子育てができる社会を創るため、産科・婦人科・小児科医師の確保、育成及び診療機関の新設・継続等を促進し、地域における医療体制の充実を図る施策を推進するよう、国へ働きかけること。

##### <措置状況>（保健福祉部）

医師確保対策の推進については、医師の需給を所管する国の責任において、医師の就業環境を改善するための更なる措置を取るなど抜本的な対策を講じる必要があると認識しており、医師確保対策の推進を最重点項目に位置付けて、国に働きかけております。

---

#### (要望事項)

##### 2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化社会の問題が叫ばれて久しい中、昨年、日本の総人口が減少に転じました。このため社会活力の低下や社会保障制度の維持などが懸念され、少子化対策の拡充が急務とされています。子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引下げや所得制限の撤廃を要望しま

す。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな助成制度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

#### <措置状況> (保健福祉部)

小児医療費助成制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度全市町村からの要望に基づき、県と11市町による「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討を重ねた経緯があります。

その検討結果が、平成19年3月に検討会報告書として県に提出され、その後、各市町村長や医師会等の関係団体との意見交換を実施し、同年9月に県としての方針決定をし、対象年齢の拡大及び一部負担金の導入等を内容とする見直しを行ったところであります。

市町村においては、県と一緒に見直しの検討をしてきた経緯もあり、見直しの必要性は御理解いただいていると思いますので、県としては方針を変更する考えはありません。

また、県では、安心して家庭を築き、出産・育児ができる経済基盤づくりの支援として、子育て家庭の医療費負担を軽減するため、小児医療費助成制度を創設することを、国に対して引き続き要望してまいります。

---

#### (要望事項)

##### 3 保健・予防事業に対する財政支援について

三位一体改革を受け、平成17年度から母子健康診査事業の国庫補助負担金が廃止され、また基本健康診査や健康教育事業などの保健事業の交付基準額引下げにより実質的に補助負担金額の引下げが行われるとともに、県単独補助についても廃止又は削減が行われています。このような措置は、実質的な市町村への負担転嫁と言えます。さらに、予防接種に要する費用についても、法の規定により市町村が実施すべき予防接種は全ての負担を余儀なくされています。

地域における健康日本21の推進、健康増進法に基づく健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっています。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実な実施に向けて、県の財政支援を強く要望します。

#### <措置状況> (保健福祉部)

市町村は住民に一番身近な自治体であり、地域における住民の健康づくりの推進役であることから、市町村が事業を円滑に実施できるよう、県では平成13年2月に策定した「かながわ健康プラン21」に、県民が取り組む健康づくりの目標として「かながわ健康10か条」として取りまとめるとともに、「かながわ健康プラン21推進会議」を設置し、プランの推進をとおして市町村の健康づくりの環境整備を図っております。

なお、定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

---

#### (要望事項)

##### 4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう国への働きかけを要望します。

#### <措置状況> (保健福祉部)

障害者、小児の医療費助成、ひとり親家庭等を対象とする地方単独事業が地域福祉に果たす役割は大きいことから、引き続き、国庫負担金減額措置の廃止について国に要望してまいります。

---

(要望事項)

5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、保険医療制度の見直しや対象者の増加などに伴い事業費が増加しており、制度の安定的な運営を図るため、県と市町村が一体となって「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、見直しが行われたところです。

しかしながら、一部負担金の導入、対象者や所得の制限においては、実施主体である各市町村において、助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることを危惧しています。

つきましては、今後この格差が縮小するよう県の主導により改善策を実施していくように、また、併せて、法律等に基づく全国統一した助成制度を構築するよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

重度障害者医療費助成制度、小児医療費助成制度及びひとり親医療費助成制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度全市町村からの要望に基づき、県と11市町による「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討を重ねた経緯があります。その検討結果が、平成19年3月に検討会報告書として県に提出され、その後、各市町村長や医師会等の関係団体との意見交換を実施し、平成19年9月に県としての方針決定を行ったところであります。

重度障害者医療費助成については、平成20年10月から一部負担金の導入及び対象者の見直しを実施したところでありますが、この助成制度を将来にわたって安定的に継続することについては、県市町村を通じた共通の認識であると受け止めておりませんので、今後とも県としての方針は維持してまいります。

また、小児医療費助成については、平成20年10月から対象年齢の拡大及び一部負担金を導入し、ひとり親医療費助成については、平成21年1月から対象の拡大及び一部負担金を導入したところであります。当面は、改正の影響などを見守りながら、将来にわたり安定的かつ継続的に制度が維持運営されるかどうか検証してまいりたいと考えております。

---

(要望事項)

6 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、このような新たな地方への負担を伴う施策については、地方の意見を十分に聞いた上で実施するとともに、その費用の負担については、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう、国への働きかけを重ねて要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

定期の予防接種費用に係る費用負担は、従来、予防接種法に基づく補助金の対象となっておりましたが、平成13年の改正により、市町村の負担事業とされているものであることから、県として独自の補助を行うことは困難であります。

また、定期の予防接種の費用については、予防接種が疾病から被接種者自身を予防するという個人の受益要素があることから、経済的理由により負担できない方を除き、市町村において、実費を徴収することができ、また、実費徴収が困難な費用については、地方交付税措置が講じられております。

予防接種事業に係る補助制度の見直しについては、国への要望についての要否を検討してまいります。

---

#### (要望事項)

##### 7 妊婦健康診査公費負担の充実に伴う支援について

近年、妊婦を病院間で「たらい回し」にする事例が多く発生している状況にあります。

発生要因としましては、「産婦人科の医師不足」や「経済的負担による妊婦健康診査の未受診」、「出産に対する責任感の欠如」などが指摘されており、妊婦健診の重要性を再認識しています。

妊婦健診については、公費負担による健診回数を5回から14回に増やし、経済的負担の軽減を図っておりますが、このたびの国の補正予算では時限措置となっており、将来を含めて市町村の負担の大きいことから、妊婦健診に係る財政支援については交付税措置ではなく、「特定財源」として措置されるよう、国への働きかけを要望します。

また、今回増やした健診回数9回分に対する国庫補助事業についても、平成22年度までの時限措置ではなく、継続していただくよう併せて要望します。さらに、県におきましても、本事業の趣旨を理解いただき、補助制度等を創設するよう要望します。

#### <措置状況> (保健福祉部)

妊婦健康診査については、母子保健法第13条により市町村事業と義務づけられ、その公費負担に係る費用は地方財政措置がなされるとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金が創設されたところであります。

県では、妊婦健康診査について「平成22年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、実態を踏まえた財政措置を講じることを、重点事項として提案したほか、全国知事会を通じても、国に対して提案・要望を行っております。

妊婦の経済的負担の軽減を図るために、平成23年度以降も妊婦健康診査支援基金事業を継続することなど、今後も国に働きかけてまいります。

---

#### (要望事項)

##### 8 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、自立支援医療（更生医療）において給付することとされており、保健福祉事務所を持たない町村において、新たな負担が生じることとなりました。生活保護世帯においては医療保険の適用がなく、人工透析に係る医療費は、月額の平均でおよそ40万円程度と高額で、年額では500万円を超える事例も珍しくはありません。

このうち、町村の負担は4分の1となっておりますが、財政規模の小さい町村においては、予算の確保が厳しくなっており、特に年度途中での対象者の増加による場合はより一層厳しい状況となっております。

また、生活保護世帯の心臓手術など他の更生医療費についても同様であり、早急な見直しを強く要望します。

#### <措置状況> (保健福祉部)

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、生活保護制度における他法他施策優先の基本原理に基づき、自立支援医療（更生医療）により対応することとされているところであります。

平成18年12月に、全国知事会会長から人工透析費用の負担方法の見直し方針を撤回するよう国に要望が出されておりますが、これまでのところ取扱の変更はございません。引き続き国における検討の動向を注視してまいります。

---

#### (要望事項)

##### 9 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度の継続について

浄化槽法の一部改正に伴い、平成13年度以降、浄化槽の新設時においては、合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。今後、適正な生活排水処理を推進するためには、既設単独処理浄化槽（汲み取りを含む）から、合併処理浄化槽への設置替えが重要となっています。

このような中、県では、合併処理浄化槽の新規設置に対する補助について、平成21年度以降は

廃止されていますが、県の補助がない中で従来どおりの補助を継続することは、町村にとって財政的に困難であります。また、住宅を建築すること自体、高額な資金を要することから、浄化槽設置者の負担軽減を図るためにも、補助制度を復活するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

浄化槽法の改正により合併処理浄化槽の設置が義務付けられ、単独処理浄化槽からの転換を促進することが課題となっていることから、県では、市町と協議を進め、ダム集水域以外における合併処理浄化槽の補助制度を見直し、移行期間において平成21年度から新規設置に対する整備費補助は廃止し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について補助することとしました。

また、市町村及び浄化槽設置者の負担軽減を図るため、平成21年度からは、従来行っておりました市町村の財政力に応じた調整を廃止し、減額することなく補助することとしました。合わせて、国に要請しておりました単独処理浄化槽の撤去費を助成する制度の対象地域が拡大されたことにより、本県も対象地域となったことから、県においても助成制度を創設しております。

県の財政状況は大変厳しいものがありますが、今後とも合併処理浄化槽の整備を促進するため、市町村と協議しながら支援に努めてまいります。

---

（要望事項）

10 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

御要望の点について、県において制度化することは、厳しい財政状況から困難ですが、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業などについては、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところであります。

なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう、国に要望してまいります。

---

（要望事項）

11 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していく上で、人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水道管・水道メーター器の取換工事は、水質基準の強化とも相まって早急に実施する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の嵩上げは大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

御要望の点について、県において制度化することは、厳しい財政状況から困難ですが、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところであります。

なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

---

## 6 都市基盤整備の推進

---

(要望事項)

1 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

(1) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ

<措置状況> (県土整備部)

御要望の点については、今後とも国に要望してまいります。

また、用地対策連絡協議会を通じても、国に継続要望しております。

---

(要望事項)

(2) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減

<措置状況> (県土整備部)

御要望の点については、今後とも国に要望してまいります。

また、首都圏整備促進協議会及び用地対策連絡協議会を通じても、国に継続要望しております。

---

(要望事項)

(3) 相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地の公共用地への提供について、特例措置

による納税の免除

<措置状況> (県土整備部)

御要望の点については、今後とも国に要望してまいります。

また、首都圏整備促進協議会及び用地対策連絡協議会を通じても、国に継続要望しております。

---

(要望事項)

2 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、いまだ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招くとともに、地域生活道路に通過車両が入り込むなど、良好な生活環境が脅かされています。道路整備の促進によって交通渋滞の緩和や計り知れない経済効果が期待されるので、早期にさがみ縦貫道路等の都市計画道路（国道及び県道）の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路の新設、改良等、整備の促進を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ、緊急性や投資効果等を総合的に勘案して、地元の協力を得ながら推進してまいります。

---

(要望事項)

3 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、改修、復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が発生しているので、管理者として積極的に対処するよう強く要望します。

さらに、中小河川の河口周辺は県が実施した津波沿岸到達予測でも津波による甚大な被害が想定されるので、早急な整備の検討と実施を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

御要望の点については、今後とも、整備の推進に努めてまいります。

また、河川敷へのゴミの不法投棄対策に対しては、パトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ゴミの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

枯草火災対策については、必要に応じ除草を実施してまいります。

また、津波については、津波浸水予測の結果を踏まえ、それぞれの河川や地域にふさわしい対策について必要な費用や対策の効果はもとより、景観や周辺環境に与える影響など、様々な観点から検討を進めてまいります。

---

#### (要望事項)

##### 4 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

生活環境の安全を図るため、県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮を要望します。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に合致しない危険個所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施することを要望します。

#### <措置状況>（県土整備部）

公共事業採択基準の緩和については、平成21年度も国に対して要望してまいりましたが、今後も機会あるごとに働きかけてまいります。

また、県単独事業においては、平成9年度より、がけの高さ5m以上・保全人家5戸以上まで工事採択基準を緩和し、危険度が高い所から順次工事を実施しております。

今後も危険度の高い所を優先し、工事を実施してまいります。

---

## 7 教育振興対策の推進

---

#### (要望事項)

##### 1 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけるよう要望します。

#### <措置状況>（教育局）

義務教育費国庫負担金については、現行の制度の下では、対象範囲が堅持されるとともに地方の裁量権がより拡大されるよう、また、見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう、平成21年7月に県として国に要望しております。

2005（平成17）年11月30日に政府・与党から示された「三位一体の改革」において、「義務教育費国庫負担制度を堅持する。」併せて、「今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。」とされております。

したがいまして今後は、国において義務教育の維持向上のために必要な財源が確保され、現行制度の下では、引き続き、国庫負担対象範囲が堅持されるよう、国に対して働きかけていくとともに、国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

---

#### (要望事項)

##### 2 幼、小、中学校の安全な環境の確立について

学校施設内への不審者の侵入や、登下校時における事件等が全国各地で多発している中、学校

の安全な環境を確立することは、子どもたちが安心して授業に集中し、学力向上にも貢献できるものと思われます。

現在は、各市町村がそれぞれ防犯対策を講じていますが、どこまでが十分な対策であるか苦慮している状況です。

このため、幼・小・中学校の安全対策の具体的かつ統一的な基準の下で実施が可能なシステムづくりと、これを実施するための財政支援を国に働きかけるよう要望します。

#### <措置状況>（教育局）

県教育委員会では、各学校で地域の実情に応じたマニュアルを作成してもらうために、平成17年3月「学校の安全管理マニュアル作成のため手引き」を作成し、県内のすべての公立学校に配付をしております。

なお、安全対策の統一的な基準、システムづくりとそのための国への財政的支援の働きかけについては、各地域でそれぞれ状況が異なることから難しい面もあるものと捉えており、それぞれの地域における実効性のある取組が最も重要であると考えております。

---

#### (要望事項)

#### 3 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1に近づけるよう、国への働きかけを要望します。

#### <措置状況>（県民部・教育局）

幼稚園児のいる家庭の保護者負担の軽減については、国において幼稚園就園奨励費補助を実施しておりますが、補助制度の充実については、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会において国に要望しております。

私立幼稚園の運営に関わる経常費補助については県が、また、保護者負担軽減のための直接補助については市町村が、ともに国庫補助を受けながら実施しておりますので、今後ともこうした方向で、対応してまいりたいと考えております。

---

#### (要望事項)

#### 4 少人数学級編制の実現について

国の学級編制基準見直しの動きが伝えられていますが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、引き続き学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を引き続き要望します。

#### <措置状況>（教育局）

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、40人を基本としておりますが、平成16年度から市町村教育委員会と連携し、研究指定校という形で小学校第1学年を対象に一部の学校において35人学級編制を開始し、順次対象学年を拡大してまいりました。

平成20年度からは、児童・生徒の実態に応じた、よりきめ細やかな指導の必要性や市町村等からの要望を踏まえ、対象学年を小・中学校とも全学年に拡大しました。

なお、学級編制に市町村教育委員会の意向を反映させることについては、平成16年度から、市町村ごとの定数の範囲内で、各市町村教育委員会の判断と責任において弾力的な学級編制を行う場合は、原則として承認することとしております。（平成15年10月1日付け各市町村教育委員会教育長あて神奈川県教育委員会教育長通知）

学級編制の弾力化及び少人数学級のための教員加配を県単予算で措置することについては、現

在の非常に厳しい財政状況の下では困難であります。

なお、文部科学省では、学級編制及び教職員定数の改善について、本格的な検討に着手しておりますので、今後とも国の動向を見守ってまいります。

---

#### (要望事項)

### 5 教育指導体制の充実について

(1) 県単独措置としての充て指導主事については、県と市町村の役割分担などの観点から、小規模町村では、教育有資格者の採用という問題や財政状況等を踏まえると、独自での配置は現実的に困難である。学校現場に精通した指導力によって学校教育事業の充実が図られ、大きな成果となって表われていることからも、引き続き町村分への当該制度を継続すること。

#### <措置状況> (教育局)

市町村教育委員会の（充て）指導主事については、当該市町村教育委員会が配置することとなつておりますが（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第2項）、本県では、国からの定数のほかに、県単で児童・生徒指導の充実のため、各市町村の実情に応じて充て指導主事を配置してきたところであります。

しかしながら、県の財政状況、県・市町村間の役割分担などの観点から、市分については平成19年度で全廃しました。

町村分については、現在の非常に厳しい財政状況の下、国の充て指導主事の定数の削減動向を注視しつつ、対応を検討してまいります。

---

#### (要望事項)

(2) スクールカウンセラーは、中学校の保護者を中心に、児童生徒、教職員の相談をはじめ、不登校の児童生徒宅への家庭訪問、発達障害のある児童生徒への対応、エンカウンターの実施、教職員研修と幅広く活動し、不登校問題から非行への対応、人間関係の構築等、多岐に渡り効果を上げつつある一方で、小学校では発達障害等による授業離脱、集団不適応など課題も多く、保護者・児童生徒・教職員から専門職の支援を望む声が多く寄せられる等、スクールカウンセラー配置の需要が高まっている中、依然として、活動時間が足りずケースに対応しきれない状況が生じているので、中学校への派遣日数を拡大するとともに、小学校にも中学校同様、専属のスクールカウンセラーを派遣すること。

#### <措置状況> (教育局)

スクールカウンセラー活用事業については、政令市及び3学級未満の学校を除くすべての中学校に配置し、学区内の小学校にも対応しておりますが、国庫補助率が2分の1から3分の1に削減されたことや、県財政の状況から、現行制度の中で小学校に新たに配置を拡大することは困難な状況にありますが、中学校については、一部重点的な配置として週2回スクールカウンセラーを派遣する学校を新たに設定するなどの対応を図っております。

国に対しては、スクールカウンセラーの安定的な配置を行うため学校職員として位置付け、標準法において算定するよう要望しているほか、当面補助率を3分の1から2分の1に復元することについて要望しており、今後も機会を捉えて引き続き国に強く要望してまいります。

---

#### (要望事項)

### 6 特別支援教育の推進に係る体制整備について

障害のある児童生徒の教育については、平成15年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について」において、従来の「特殊教育」から、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も含め、一人ひとりに適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制の整備が提言されました。現状においては、通級学級開設基準人数の引下げや教員の加配等もないことから、特

別支援教育推進体制の整備が大変難しい状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的な措置を国に働きかけるよう要望するとともに、県においても人的、財政的支援策を講ずるよう要望します。

また、児童が各地域で適切な教育が受けられるよう、各市町村の状況等を踏まえ通級指導教室の開設のための基準人数枠の引下げによる単独配置や現「ことばの教室」への教員が加配されるよう要望します。

#### ＜措置状況＞（教育局）

通級指導担当教員については、県では該当児童・生徒10人に対して担当教員1人という、国の予算の積算基準に基づいて、定数措置をしております。

しかしながら、御要望のように10人未満に引き下げての教員の加配措置は、新たに県単予算が必要となることから、本県の非常に厳しい財政状況の下では困難であります。

国への要望については、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会を通じて行っております。

---

#### （要望事項）

##### 7 社会教育施設（公民館）の整備に対する補助制度の新設について

社会教育法第35条では、「公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助する」ことになっています。社会教育、生涯学習の推進が呼ばれている今日、社会教育施設は、団塊の世代が定年を迎え公民館機能の充実が増していることから施設整備が大変重要になっていまして、国へ施設整備に関する補助制度の新設を強く働きかけるよう要望します。

#### ＜措置状況＞（教育局）

社会教育施設（公民館）整備に対する県の財政的支援については、「市町村振興メニュー事業補助金」の中の「生涯学習施設整備事業」により対応を図っているところであります。

国に対しては、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予算に関する要望」において、生涯学習及び社会教育の振興・充実を要望しておりますが、今後も引き続き働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

##### 8 学校図書館の図書整備の促進について

「子どもの読書活動の推進に関する法律」による学校図書館の整備は交付税措置となっているため、不交付団体には適用されることから十分な対応ができないので、国の責任としてすべての市町村に対して一律に整備の促進が図られるよう特別の財源措置をするよう要望します。

#### ＜措置状況＞（教育局）

国の「公立義務教育諸学校における学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財政措置について」（通知）を受け、各学校を所管する市町村教育委員会に対し、図書の計画的な整備を図るよう、引き続き働きかけるとともに、国の動向にも注視しつつ、対応を検討してまいりたいと考えております。

---

## 8 雇用対策の推進

---

#### （要望事項）

##### 1 ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の要件緩和について

平成21年度から23年度までの3年間で実施されている緊急雇用対策については、平成21年度以降に創出する新規事業のみが対応可能となっています。しかしながら、当該事業は近年の雇用悪

化に対応するための事業であるにも係わらず、町村において新たに創出する新規事業のみを対象とすることで、逆に抑制効果が発生しているものと思われます。各町村では職員の削減措置が進み人員不足の状況であるとともに、正規職員の実労働時間も減少する見込みであるため、失業者を臨時職員として新たに雇用することで、労働力の需要と供給において双方での制度活用が図られるため、既存事業も対象とし、また従事期間についても6ヶ月超の対応ができるよう要件緩和について強く国へ働きかけるよう要望します。

<措置状況>（商工労働部）

基金事業の要件緩和については、市町村ヒアリング等を通じて各市町村からの御意見を伺い、全国知事会や関東知事会、労働主管会議等の機会を捉えて、国へ要望してきたところであります。

その結果、昨年10月23日の国の「緊急雇用対策」の中で、自治体による臨時職員雇用が平成21年10月23日から平成23年3月31日まで認められるとともに、雇用期間についても、6ヵ月以内、更新が1回可能となる（介護分野の雇用・就業期間は1年以内）などの要件緩和が認められました。

今後も、各自治体が主体的かつ弾力的に取り組むことができるよう引き続き要件緩和に向けて国に働きかけてまいります。

---

### III 地域要望

---

#### 1 三浦半島地域

---

(要望事項)

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付け、この内の特に良好な自然環境を有する地区については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切である旨の回答と併せ、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、県の所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組を進める旨の回答を受け、葉山町の緑の基本計画の改定を平成17年度に実施し、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置付けたところです。

また、県においても次期神奈川県力構想「地区計画」において、平成19年度から取り組む主要施策として位置付けていることから、今後、指定区域の検討作業、関係機関との調整等、具体的な指定作業を推進していただき早期実現を要望します。

<措置状況> (環境農政部)

「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、県としても、広域的緑地の保全の観点から、その必要性や地権者等の意向も踏まえながら、地元市町からの具体的提案に応じて必要な調整と支援を行い、指定に向けての取組を進めてまいります。

---

#### 2 湘南地域

---

(要望事項)

(1) 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について

旧相模海軍工廠敷地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施していますが、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えますので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。

<措置状況> (安全防災局)

県では、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国に提案しております。

また、毒ガス弾等に関しても、環境調査及び対策に努めるよう国に提案しているところであります。

(要望事項)

イ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

<措置状況> (安全防災局)

御要望の点については、従来から国に提案しているところであり、引き続き、制度の確立を提

案してまいります。

---

(要望事項)

(2) (仮称)湘南台寒川線の整備推進について

(仮称)湘南台寒川線は、藤沢市の湘南台方面と寒川町の北部地域を結ぶ東西幹線道路で、両地域を連絡するとともに、現在相模川沿いに計画されていて鋭意整備工事が進められている自動車専用道路「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として、県の「かながわ交通計画」に位置付けられている道路です。

さらに、当該道路は、現在県並びに関係市町で進めている東海道新幹線新駅誘致に伴うツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路であり、まさに広域的な交流連携に大きく貢献する道路です。

現在、寒川町においてルート選定に当たり、当該道路の交通機能の役割を第一に考えながらも、地元企業への影響、環境関係、又地域コミュニティ等も考慮しながら、関係機関との調整を行い、早期の都市計画決定を目指しているところです。県におかれましても当該道路のこれらの位置付け等も考慮し、また財政的支援も含め整備促進につきまして一層の尽力を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

(仮称)湘南台寒川線については、基本的には県で整備を推進していくべき箇所であると認識しております。

現在、地元市町が主体となって、都市計画決定に向けた準備が進められており、県としても早期に都市計画決定ができるよう、市町に対して、引き続き、必要な技術的支援を行ってまいります。

---

(要望事項)

(3) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について

新幹線新駅誘致とこれに伴うツインシティのまちづくりは、寒川町の将来の発展はもとより、県央・湘南都市圏の発展に必要不可欠なものと考えています。折しも、鉄道事業者が新駅実現の前提要件としています「リニア中央新幹線」の開業目標年次を一昨年公表したことにより新駅実現への期待が高まってきたと認識するところです。

しかしながら、一方では、寒川町として本事業に対する財源確保への課題があるのも事実です。寒川町として、引き続きこのまちづくりの推進に向け、鋭意努めますが、県においても、県土の均衡ある発展を図るためにも地元の状況等を理解いただき、新駅の早期実現とツインシティ倉見地区のまちづくりの整備促進について財政的支援を含め、より一層の尽力を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

新幹線新駅誘致については、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会での誘致活動に加え、県としても国等関係機関への要望活動を行っているところであります。JR東海では、リニア中央新幹線の首都圏から中京圏の営業運転開始の目標年次を発表するなど、リニア中央新幹線の実現に向けた取組を進めており、このリニア中央新幹線の実現により、東海道新幹線の輸送力に余裕が生じ、新駅実現の可能性が高まるものと考えられますので、このような機会を逃さないためにも、引き続き新駅誘致に向けた取組を進めてまいります。

また、ツインシティについては、平成20年度までに、新橋及び接続道路並びに平塚市側の面整備に係る環境実態調査を完了し、平成21年度は、その調査結果を基に予測評価を実施しております。県は引き続き、寒川町・平塚市とともに地元の皆様と協議を重ねながら、早期の都市計画決定に向けた取組を進めてまいります。

なお、ツインシティ倉見地区の整備については、事業熟度も高まってまいりましたので、寒川町においても、面整備を進めていくために必要な調整を進めていただき、事業の内容を固めて、

そのうえで、県、町それぞれの役割分担についても、詰めていきたいと考えております。

---

(要望事項)

(4) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題があると認識していますが、国道1号の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、橋インター下り線ランプを視野に入れての国への働きかけを要望します。

さらに西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号のバイパスと位置付けられているため通行料が無料扱いとなっていますが、下り線は二宮インターに下りランプがないため下りることが出来ず、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならないのが現状となっています。

また、この地域の国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定期運行が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって路線バスの廃止に拍車をかける要因にもなっています。そこで、国道1号の渋滞緩和など円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間だけでも無料にしていただきたいと願っています。

つきましては、実情を理解いただき早期の対策を講ずるよう、中日本高速道路株式会社への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

西湘バイパスについては、平成22年2月に高速道路無料化社会実験計画（案）が公表され、実験開始日から平成23年3月までの期間、無料化されることとなりました。

また、橋インター下り線ランプの設置については、中日本高速道路株式会社より、現地の状況や事業計画の観点から早急な対応は困難であると聞いておりますが、国道1号の混雑緩和及び交通網の整備の観点から、要望の趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

---

(要望事項)

(5) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどと考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのことを考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の観点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

御要望の小田原厚木道路の二宮インターの改良、及び、新規インターの設置については、その趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

---

(要望事項)

(6) 自然環境と調和し、人々が憩いの場となる葛川の整備について

中井町・二宮町・大磯町の3町を流れる葛川は、そこに住む人々の生活に溶け込んだ川として親しまれています。3町では、この葛川の流れを守り、まちづくりに活かそうと、平成14年に

「葛川サミット」を立上げ、これまで啓発活動等、様々な活動を行ってきました。また、これらの活動と平行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し、取組を行う体制が整いつつあるところです。

葛川サミットの目的の一つには、葛川に清流を取り戻すことが掲げられており、昨今は、下水道整備やボランティアの清掃活動などから、葛川の水質は改善の傾向にあります。この状況をさらに改善させ、誰もが気軽に水と親しむことのできる川とするために、堤防やその周辺への植樹や植栽、清掃活動など、ボランティアや町の取組についての支援を要望します。

県におかれましては、これまで、護岸や遊歩道の整備などを行っていただいており、この葛川サミットの活動にも理解をいただいているところですが、3町の大切な自然財産である葛川が、一つの連続した流れとして、周囲の自然と調和し、流域全体が水と親しめるものとなるために、さらなる支援を要望します。

#### <措置状況>（県土整備部）

葛川の護岸や管理用通路の整備については、引き続き推進してまいります。

なお、葛川の砂防指定区間については、改修は既に完了しておりますが、平成16年度から河床整理を実施することにより、引き続き良好な管理に努めてまいります。

また、これまで「葛川サミット」等に参加し、地域の方々の御意見を伺いながら事業を進めしており、今後も「葛川サミット」の趣旨に沿うよう河川の草刈りや清掃活動への支援をしてまいります。

---

#### （要望事項）

##### (7) 大磯港の再整備について

大磯港の再整備につきましては、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けた積極的な取組を要望します。

また、今年度から大磯町を大磯港の指定管理者と認めて頂きましたが、今後、大磯町が行う大磯港活性化に向けた賑わいづくりのための事業の展開に積極的な協力、また財政支援を講ずるよう要望します。

#### <措置状況>（県土整備部）

大磯港では、現在、「大磯港活性化整備計画」に基づき、大磯町とともに、緑地や遊歩道等の整備を進めているところであります、今後も、早期完成を目指し、取り組んでまいります。

また、町が国の財政支援を受けて行う大磯港の活性化に向けた事業については、県としても、その推進に協力するとともに、今後も継続して支援を受けられるよう国へ働きかけてまいります。

---

#### （要望事項）

##### (8) 旧吉田茂邸の再建について

県立大磯城山公園の拡大計画区域内に存する旧吉田茂邸の本邸跡地に建築する建物につきましては、地域活性化の拠点施設とすべく、大磯町としても再建費用等に充てるための寄附金を全国に呼び掛け、資金面での協力体制を整えてまいりたいと考えています。

つきましては、県におかれましても、「旧吉田茂邸再建検討会議」等を設置し、具体的検討をしていただいているところですが、再建にあたりましては、地元住民の意見を尊重し、主体的に取り組まれますよう要望します。

#### <措置状況>（県土整備部）

県では、平成21年3月の旧吉田茂邸焼失後、庭園を含めた県立公園の拡大計画は予定通り進め、平成21年度は用地取得を実施し、事業に着手しております。

建物については、庁内検討会議や専門家による検討委員会を立ち上げ、多角的な検討を進めているところでありますが、再建をする場合には多額の費用が必要と見込まれるため、その財源確保が今後の課題と考えております。

基金により多くの浄財を集めることが、再建の内容にもつながることから、県としても、シンポジウムを開催し、全国に基金を呼びかけるなど、町の基金募集に最大限の協力をしていくとともに、関係機関と協議をして再建の進め方について検討してまいります。

---

#### (要望事項)

##### (9) 県立学校施設（県立大磯高校）の耐震化について

災害時の避難所として、町学校施設のほか、県立高校（大磯高校）についても指定しています。県は、地震防災対策強化地域内の校舎等の耐震補強工事を推進しています。今、懸念されています東海地震や神奈川県西部地震、神縄・国府津一松田断層帯地震等は、いつ地震が起きてもおかしくない状況にありますので、早急に県学校施設（体育館含む）の耐震化を推進されるよう要望します。

##### <措置状況>（教育局）

地震防災対策強化地域内にある県立学校については、大規模補強が必要な校舎棟の耐震化は既に終了しております。

また、体育館等については、今後、補強が必要なものはありますが、強化地域外で大規模補強が必要な校舎棟が91棟あることから、まずは校舎棟の耐震化を優先したいと考えておりますので、原則として、これらの校舎棟の耐震化の目途がついてから、対策を実施していく予定であります。

---

## 3 足柄上地域

---

#### (要望事項)

##### (1) 国道246号バイパス（厚木秦野道路）秦野区間の早期事業化及び延伸計画について

国道246号は、1市5町（秦野市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）の地域内を東西に走る広域幹線道路であり、従来より当地域はもとより、我が国の産業、経済の発展に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、近年の著しい交通量の増大は、慢性的な渋滞と地域間を結ぶ幹線道路の混雑をもたらし、地域住民の日常生活や経済活動に多大な影響を及ぼすとともに、沿道環境の悪化も深刻な状況となっています。

国道246号バイパス（厚木秦野道路）については、地域高規格道路として、こうした地域の環境問題の改善に大きな効果をもたらすものであり、新（第二）東名自動車道とともに広域幹線道路ネットワークの一翼を担うとともに、当地域を支える動脈として重要な社会資本となるものです。

この国道246号バイパスについては、厚木市、伊勢原市の一部区間は既に事業化されていますが、秦野市区間では未だ事業化が図られておりません。

県におかれましては、国道246号バイパスの早期全線事業化及び新（第二）東名自動車道との一体的な整備促進に向けて、引き続き国等関係機関への働きかけを要望します。

また、新（第二）東名自動車道及び国道246号バイパスの事業化に伴い、秦野西インターチェンジ（仮称）以西の円滑な交通確保のため、国道246号バイパスの延伸計画及び東名高速道路大井松田インターチェンジへの連絡道路等の周辺整備を県の計画として早急に確立するよう要望します。

##### <措置状況>（県土整備部）

御要望の国道246号バイパスの秦野市区間については、「（仮称）国道246号バイパス（秦野地域）整備調整会議」（平成17年度に設立）において、伊勢原西インターチェンジより西側へ順次整備を図ることを基本とし、計画の具体化に向けた検討を進めていくという整備方針を取りまとめたところであります。

今後は、この秦野市域の整備方針により、引き続き、この整備調整会議の場において検討を進めるとともに、当該区間の早期事業化と事業の着実な推進について、国に働きかけてまいります。

また、県としては、当面、未事業化区間の事業化及び事業化区間の整備促進が重要であると考えておますが、秦野西インターチェンジ(仮称)以西の延伸及び大井松田インターチェンジへの連絡道路の計画の要望については、国へ伝えてまいります。

---

#### (要望事項)

##### (2) 都市計画道路和田河原開成大井線の早期全線建設について

都市計画道路和田河原・開成・大井線は、主要地方道小田原山北線と国道 255 号を結ぶ広域的な幹線道路として重要な役割を担っていることから、県の新総合計画「神奈川力構想」にも位置付けられ、県道怒田開成小田原線から酒匂縦貫道までの区間の酒匂川 2 号橋の建設が平成 18 年度から開始されました。

当該道路の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消による利便性の向上、都市防災機能の強化、さらには足柄上地域の経済の活性化等その効果は多大なものが期待されますので、現在施工中の酒匂川 2 号橋区間だけではなく、県施工による全区間の早期建設を要望します。

##### <措置状況> (県土整備部)

都市計画道路和田河原開成大井線については、県道 720 号（怒田開成小田原）から酒匂縦貫道路までの（仮称）酒匂川 2 号橋を含む延長約 1 km 区間の早期整備に取り組んでおりますが、酒匂川 2 号橋から東側への延伸については、地元の大井町が用地の一部を先行取得しており、平成 21 年度に予定している「かながわのみちづくり計画」の見直し作業の中で、位置付けを検討してまいります。

---

#### (要望事項)

##### (3) 県道 711 号（小田原松田線）の信号機増設について

県道 711 号（小田原松田）の大井町区間における信号機につきましては、現在、要望箇所の 7 つの交差点のうち 4 箇所については設置がされ、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、残り 3 箇所につきましては、交差点周辺に公共施設や民間企業が立地しているほか、多くの農地が存在し、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に信号機のない当該道路（幅員 25m）を横断している状況です。また、信号機未設置交差点周辺の町道等も整備されたことにより、交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声は更に高まっています。

つきましては、こうした状況を考慮していただき、早期の信号機設置に特段の配慮を要望します。

##### <措置状況> (警察本部)

信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、道路構造、交通環境、沿道環境等現場の道路状況、交通事故の発生状況や地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討した上で、県内全体で、必要性の高い箇所から順次整備しております。

御要望の県道 711 号（小田原松田）への信号機新設については、要望のあった 7 交差点のうち 4 交差点に交通の安全と円滑を図るために既に設置しているところであります。残りの 3 交差点については、今後の県道 711 号（小田原松田）の整備状況、交通実態及び交通環境の変化等により、必要性が高まった段階で交差点ごとに設置の判断をしてまいります。

---

#### (要望事項)

##### (4) 県道 711 号（小田原松田線）の歩道設置工事について

県道 711 号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また松田町総合計画 21 の政策目標として位置付けている「活力と魅力あるまちづくり」の面からも、県事業の成果によって魅力ある市街地

の形成が着々と進められているところです。

しかしながら、新松田駅北口から主要地方道 72 号(松田国府津線)との接続部分までの間は、現在、狭小幅員で歩道がなく、降雨時などは大型バス等の通行により歩行が困難な状況です。

このような状況を踏まえ、県においては、これまで測量、道路詳細設計並びに歩道設置工事に向けた事業説明会等を行っていただいたところであり、また、平成 21 年度においても、一部用地買収を予定していると伺っています。

歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、引き続き事業を推進するよう要望します。

#### <措置状況> (県土整備部)

新松田駅北口から県道72号(松田国府津)との交差点までの歩道設置については、平成21年度に事業に着手したところあります。

今後も引き続き、地元松田町や地権者の協力を得ながら順次整備を進めてまいります。

---

#### (要望事項)

##### (5) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地区画整理事業について

鉄道駅の無い中井町では、将来においても持続可能で安定した財政基盤の確立を図るため、日本の経済活動を支える東名高速道路を活かした「まちづくり」を進めています。

このことから、地域周辺の新たな道路網のあり方や産業の動向を確認しつつ、県の「かながわ都市マスターplan」の施策方針で打ち出された「インターチェンジ周辺などにおける計画的な産業・物流機能等の誘導策」を視野に、既に整備が完了し企業活動が行われている「グリーンテクなかい」と一体的な都市的土地区画整理事業を図るため、平成 21 年 3 月に町の都市マスターplanを改訂し、インターチェンジ周辺地区を新たな産業拠点として位置付けています。

また、これらの取組においては、広域的な視点に立った都市の形成や、雇用の拡大による地域経済の活性化も重要であることから、秦野市、二宮町との 1 市 2 町による広域行政の枠組の中で、平成 20 年度には「インターチェンジ周辺の土地区画整理事業に係る検討専門部会」を設立し、次回の線引き見直しを視野に入れ、区域内の新たな広域的な道路の位置付けなど、関係市町と調整しながら基本構想づくりを進めているところです。

今後は、地権者や地域住民との調整を含め、諸課題の解決に取組ながら着実な事業推進を図っていきますので、市街化区域の編入に当たっては、当地区内に存在する農振農用地の解除や道路網のあり方等、県の農政部局や都市計画部局など、関係部局の特段の支援を要望します。

#### <措置状況> (県土整備部)

中井町が、今後、当地区におけるインターチェンジを活用した「まちづくり」を行っていくに当たって、県としては、中井町の産業の動向、目指すべき地区の将来像、地元との調整状況等をよく伺った上で、農政部局とも協議しながら、必要に応じて調整を行ってまいります。

---

#### (要望事項)

##### (6) 中村川の護岸改修及び親水化整備について

中村川の上流は、護岸の未整備区間や護岸の老朽化が進んでいる箇所も見受けられ、近年のゲリラ的豪雨により、河川の急激な増水による護岸の損壊等の被害を受けるなど、地域住民は生活に不安を感じています。

つきましては、災害防止と町民の生命と財産を守り、安全で安心して生活ができるよう中村川における護岸の早期改修を要望します。

また、中井町の中心地である役場周辺の河川については、「身近に水と親しむことのできる空間」として、河川の親水化と緑道等の整備を、中心拠点の整備とともに位置付けています。地域の活性化と新たな街づくりのため、河川の親水化について特段の支援を要望します。

#### <措置状況> (県土整備部)

御要望の中村川については、老朽化した護岸は必要に応じ対応しますが、河道が山などに接し

ているなど、溢水の恐れの少ない箇所については、整備の計画はございません。

また、河川の親水化については、具体的な要望があれば検討してまいります。

(要望事項)

(7) 酒匂川左岸道路の延伸について

国道 255 号及び 246 号の慢性的な交通渋滞を解消するため計画された酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町まで供用開始されています。しかし、松田町から山北町の大口橋までの区間は「かながわ交通計画」に位置付けられていません。こうした状況を踏まえ、松田町では山北町と共同で「酒匂川左岸道路北部延伸構想策定調査」を実施したところです。

つきましては、酒匂川左岸道路北部延伸についても計画に位置付けるよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

「かながわ交通計画」における一般幹線道路網には、自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るとともに、多様な交流・連携を支え、道路ネットワーク全体の効率性を高める道路を位置付けており、御要望の都市圏域内の交流・連携を強化する交通ネットワークのあり方については、今後の検討課題と考えております。

(要望事項)

(8) 河川境界の確定について

現在、新東名高速道路施工に伴う、工事用道路は現町道を利用して、最小の投資で最大の効率を上げるべく計画されていますが、道の使用目的が生活用道路としてであり、大型トラック等が走行するためには、当然、道路拡幅工事が必要となります。

しかし、工事用道路として拡幅工事が計画されている、下記の路線については、昭和 12 年の水害等により現況道路敷と法務局公図が大幅に相違しているなど境界が不明確であり、道路拡幅に伴う用地買収等が困難な地域となっています。

したがいまして、河川の財産管理者として、次の箇所の河川境界確定について、積極的に取り組まれるよう要望します。

ア 町道尺里高松線 尺里川（酒匂川接合部から当町安洞地区上流部まで）

イ 町道鍛冶屋敷線 鍛冶屋敷沢（酒匂川接合部から深沢地区まで）

<措置状況> (県土整備部)

御要望の県所管の箇所については、今後、町と協議してまいります。

(要望事項)

(9) 地方独立行政法人への移行を契機とした県立足柄上病院の医療体制の充実について

県は、診療報酬の改定等の病院経営を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、平成 22 年 4 月から県立足柄上病院を含む県立 6 病院の地方独立行政法人化を行うとしています。足柄上病院については、産科医師不足により平成 18 年度に分娩取扱いの中止に至った際、改めて足柄上地域の中核病院としての必要性が認識されたところです。

以上のことから、県においては、地方独立行政法人化後も県立足柄上病院が地域の中核病院として将来にわたり安定した医療サービスを提供できるよう、次の措置を講ずることを要望します。

ア 現在の 17 診療科目を今後とも維持するとともに、一時的なものであっても休診科目が発生しないよう医師の確保に努めること。

<措置状況> (病院局)

足柄上病院の診療科のうち、医師が確保できずに休診をしている、あるいは診療を制限している診療科は、精神科、耳鼻咽喉科及び産婦人科があります。

このうち、精神科については、非常勤医師により外来診療を実施しているところであります。

一方、耳鼻咽喉科については、診療所の医師に月 1 回診療をお願いすることにより入院患者に

対する診療を行っております。外来診療については休診の状況が続いておりますが、再開に向けて医師の確保に努めているところであります。

---

(要望事項)

- イ 地方独立行政法人化の目的の一つである柔軟で弾力的な病院経営を早期に実現することで、医療従事者の確保による質の高い医療サービスを提供すること。特に、住民に最も判りやすい効果として、足柄上地域で唯一の分娩取扱い施設として、分娩取扱件数を増やすための常勤産科医のさらなる増員を実現すること。

<措置状況> (病院局)

産婦人科については、現在2名の常勤医師と、複数の非常勤医師がローテーションを組んで診療を行っているものの、安全な分娩を確保する必要などから分娩の制限を行う状況が続いております。

こうした中で、足柄上病院では、より多くの方が安心して出産できるよう、院内助産による分娩数の増加にも積極的に取り組んでいるところでございますので、今後も引き続き取組を進めてまいります。

---

(要望事項)

- ウ 今般の新型インフルエンザの発生等、大規模感染症の発生とそうした事態への適切な対応が求められるなかにあって、地域で唯一の感染症指定医療機関として、保健所はもとより、地域市町村との直接かつ密接な協力連携体制の構築を図ること。

<措置状況> (病院局)

足柄上病院は、感染症病棟6床を有し、県西地域唯一の第二種感染症指定医療機関として、地域の感染症医療における重要な役割を担っております。

神奈川県新型インフルエンザ行動計画においては、新型インフルエンザ患者の診療・治療を行う指定医療機関となっており、平成21年5月16日から7月16日までの間、発熱外来を設置し24時間体制で新型インフルエンザ患者への対応を行ってまいりました。

こうした役割は足柄上病院の重要な役割であり、関係機関や市町村との連携を踏まえ、今後も努力してまいります。

---

(要望事項)

(10) 小田急開成駅前への交番設置について

小田急線開成駅は、昭和60年3月の開設以来、計画的なまちづくりの結果、駅周辺は高層マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などが進むとともに、利用客も南足柄市、大井町、松田町、山北町等の近隣市町に拡大し、現在では年間360万人以上の乗降客が利用する駅となっています。さらに、現在施行中の開成町南部地区土地区画整理事業及び都市計画道路和田河原開成大井線の建設により、近い将来、同駅は県西地域の中核駅の一つとなることは確実な状況となっています。

このような駅利用者の増加に伴い、駅周辺での痴漢や乗り物盗等の犯罪が増加したため、地元開成町では、平成8年12月に、警察官が立ち寄れる開成駅前連絡所を設置したほか、平成15年度からは民間ボランティア団体「安全サポーター」が、自主的に駅周辺のパトロール等を行い、安全確保を図っています。

しかし、地域住民による努力には限界があることから、開成町のみならず県西地域の住民の安全と治安の維持のため、早急に開成駅前への交番設置を要望します。併せて、交番が設置されるまでの間は、これまで同様に警察官の立ち寄りを継続するとともに、連絡所への交番相談員を配置するよう要望します。

<措置状況> (警察本部)

交番の設置については、限られた人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクランブルアンドビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

小田急線開成駅前地区は、吉田島駐在所が管轄しており、現在の交番、駐在所の配置状況等を踏まえ上記事項を検討しますと、現時点での交番の新設は困難な状況にあります。

今後も要望地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して機能を強化することにより、治安に間隙が生じないように努めてまいります。

また、開成駅前連絡所への警察官の立ち寄りについては、これまで同様継続してまいりますが、交番相談員については、平成18年度に県内すべての交番に配置され、平成22年4月1日現在は、490人体制となっており、駅前や繁華街等に位置し、来訪者が多いにも関わらず、事件・事故等の取扱いで警察官が不在になりがちな交番等12か所には、複数の交番相談員を配置しております。交番相談員の目的は、交番の業務を補完させることであり、県財政の悪化を受け、交番相談員が縮減されつつある現状においては、連絡所への交番相談員の配置は予定しておりません。

なお、関連する開成町等の自治体側が、安全・安心に資するため、警察官OBの雇用を希望する場合には、真摯に対応させていただきたいと考えております。

---

#### (要望事項)

##### (11) 中井町南部地区の事業化への支援について

中井町の南部地区 32 ヘクタールの土地利用については、国の柑橘再編対策事業として、平成2年に県の強い行政指導により進められ今日に至っています。

また、現在進められている第6回線引き見直しにおいても、工業系の土地利用を図る特定保留区域に位置付けられることで、所定の都市計画手続きが進められています。

中井町では、計画的なまちづくりを進めるとともに、財政基盤の確立等を図っていくためにも、南部地区の開発は必要不可欠な事業であると位置付けており、今後とも公社が主体となって早期の事業化が図られますよう、県においては特段の配慮を要望します。

##### <措置状況> (県土整備部)

公社保有地を含めた同地区の土地利用については、積極的かつ早期の事業推進に向けて、県としても、町、公社及び県で構成するワーキンググループにおいてより緊密に連携を図りながら、事業化に向けた諸課題への対応を検討するなどの取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成21年9月に変更告示を終えた、第6回線引き見直しにおいて、引き続き保留区域に設定しております。

---

#### (要望事項)

##### (12) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について

松田町寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号(神縄・神山線)の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての土佐原林道及び秦野市道ですが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想されます。

つきましては、防災上の見地からも県道710号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である土佐原林道を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望します。

##### <措置状況> (県土整備部、環境農政部)

県道710号(神縄神山)の法面保護については、防災上の観点から緊急性度の高い箇所の整備を行っており、今後とも地元の協力を得ながら事業進捗に努めてまいります。

なお、拡幅整備については、今後の検討課題と考えております。

また、土佐原林道は、「県営林道土佐原林道の管理に関する覚書」に基づき、県と松田町が役割分担しながら、林道の整備、管理を行っており、環境が整えば松田町に管理換えをしていくこととなっております。

現在、県は土佐原林道の敷地調査を進めており、道の管理区域を明確にした上で、町への移管に向けた準備を進めているところであります。

御要望のありました幹線整備ですが、2級林道の規格として整備が終了しているため、全線にわたる改築工事は、林道事業としては困難であります。

落石対策、交通安全施設等の整備については、順次進めてまいります。

---

## 4 足柄下地域

---

### (要望事項)

#### (1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m<sup>2</sup>以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識しています。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されています。

仮に、建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置につきましては、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行していただきますよう要望します。

#### <措置状況>（政策部）

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けておりますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m<sup>2</sup>以上に引き下げております。

この条例の趣旨は、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねるものであります。

経過措置については、当該町村の条例等の制定や執行体制の整備に時間を要することなどを踏まえて設けたものであり、条例等の制定や執行体制の整備が行われた場合には、順次、関係規程を見直していく予定であります。

したがって、県としては、経過措置を条例本則に規定することは考えておりませんが、御要望の趣旨や従来の経緯を踏まえながら、当該町村と十分調整してまいります。

また、県としては、少子高齢化や地方分権の一層の推進など、土地利用を取り巻く環境の変化を踏まえ、人口減少期における土地利用政策のあり方について、今後、県・市町村で連携、協調しながら検討してまいります。

---

### (要望事項)

#### (2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について

国道135号及び真鶴有料道路の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの再延伸を要望していましたが、この度県におかれまして、平成20年度に基礎的調査を実施、平成21年度当初予算で先行調査費を計上いただきましたが、今後の早期事業化と早期着手に向けたより一層の検討を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

西湘バイパスの延伸については、小田原真鶴間の渋滞の抜本的対策として、石橋インターから小田原市根府川に至る約3km区間にについて、国道135号のバイパス整備が必要であると認識しております。

平成21年度は、道路予備設計を行い、平成22年度も引き続き事業化に向けた調査を進めてまいります。

---

（要望事項）

（3）県道75号の整備について

県道75号は、湯河原町と箱根町との観光地を結ぶ幹線道路で、同時に湯河原町の温泉場地区における生活道路として大変重要な道路です。現在温泉場道路（3・6・1都市計画道路湯河原箱根仙石原線）の整備や藤木川遊歩道の整備を実施していただいているが、その早期完成を要望します。

また、奥湯河原地区の一部の区間に幅員が大変狭く、大型車両が交互通行出来ない箇所があり、藤木川の沿道の散策を楽しむ観光客が非常に危険な状況におかれることを踏まえ、遊歩道の整備や道路幅員の狭隘部分の大型車両の交互通行が可能な視距改良の実施について要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

藤木川の遊歩道整備については、平成20年度に護岸改良及び歩道整備の計画を詳細に検討し、河川断面及び道路幅員が著しく狭いため歩道の設置が困難である不動の滝付近の一部区間を除いて、護岸及び歩道の実施設計を行いました。

平成21年度中に一部工事に着手することとしており、順次遊歩道の整備を進めてまいります。

また、県道75号（湯河原箱根仙石原）については、現在、万葉橋から藤木橋までの区間にについて、拡幅整備に取り組んでいるところですが、奥湯河原地区の拡幅整備については、現在事業計画の予定はありませんので、御要望に添いかねます。

---

（要望事項）

（4）広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

小田原市から真鶴、湯河原両町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するものです。なお、広域営農団地農道整備事業費に関して、年度毎の総事業費に対する町負担額割合の明確な算出根拠の明示を要望します。

また、未採択の小田原、湯河原地区の2期工事につきましても、早期に採択・実施されるよう強く要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

年度ごとの総事業費に対する町負担額割合の算出根拠については、予算編成時に、事業費の説明の中で示しております。

また、広域農道小田原湯河原線は、現在1期工事について平成21年度完了に向け工事を進めておりますが、2期着手についても平成22年度からの実施に向け関係機関との調整に努めております。

---

（要望事項）

（5）砂防整備について

「カヤの木沢」と「かなまじり沢」の砂防事業につきましては、用地買収が完了し、一部工事に着手していただいているところですが、下流地区の災害防止のためにもその早期完成を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

「かなまじり沢」について、現在上流側の砂防えん堤の工事に着手しており、引き続き早期完成を目指して工事を進めてまいります。

また、「カヤの木沢」については、現在鋭意用地買収を進めているところであり、今後も早期の工事着手に向けて努力してまいります。

---

(要望事項)

(6) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっています。また平成21年2月には、県指定天然記念物となりました。

しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と真鶴町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。

また、その一方で薬剤散布による人体や生物、海域流出等への影響が懸念されています。このため、平成19年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止しました。

つきましては、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒事業に関し、事業量に対しての十分な補助金額の確保を要望するとともに、各自治体の財政力を考慮した補助金の配分方法の検討を要望します。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望します。

<措置状況>（環境農政部）

松くい虫等防除事業については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、薬剤注入による予防対策や松くい虫による被害木を伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っているところであります。

県としては、県や市町村が定める対策計画を踏まえ、新しい駆除技術の導入などを積極的に検討し、継続的な松くい虫等防除事業の実施ができるよう、国などに働きかけ、今後も引き続き必要な財源の確保に努めてまいります。

---

(要望事項)

(7) 国道135号の整備について

国道135号（真鶴道路旧道）区間が、平成20年9月に無料化され、同区間を通行する車両が増加し、新たな渋滞が発生しています。また、一部歩道の無い箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されます。渋滞解消や交通安全確保のための整備の実施を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

国道135号の真鶴駅前付近においては、旧道区間の交通量が無料化前に比べて約1.5倍に増加し、駅前交差点の形状が複雑なことから、朝の通勤・通学帯に渋滞が発生するようになりました。

そこで、平成21年7月に警察と連携し、交差点内の路面に誘導線や矢印を標示するとともに、右折車の滞留スペースを確保したところ、朝の時間帯で小田原方面に向かう渋滞の長さが短くなるなど、一定の改善が図られたところであります。

平成22年度は、駅前広場側に車道を拡幅して、右折車の滞留スペースをさらに拡大するほか、信号機のサイクルの見直しについても警察と協議を行ってまいります。

また、一部歩道の無い箇所については、歩道整備に向けて検討しているところでありますが、

整備には新たな道路用地の確保が必要となり、関係する地権者に事業の必要性を理解し協力していただく必要があります。

今後、地元真鶴町や湯河原町の協力をいただきながら、取り組んでまいります。

---

(要望事項)

(8) 南足柄市への連絡道路の新設について

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、平成18年度に、県が事務局となって研究会を設置し、平成20年度からは、より広域的な観点からの検討を行うため、県と県西地域2市5町による研究会を進めています。研究会では、地域活性化や災害時の機能強化などを踏まえた望ましいルート・構造について検討していますが、引き続き、ルート決定のための検討熟度を高めるために、連絡道路の実現に向けた調査研究費等の予算措置を講ずるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、県と2市5町（小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町）の研究会において検討を進めており、平成21年度は、県民の皆様の御意見を伺いながらルート案を絞り込んでまいりたいと考えております。今後も、関係市町と連携しながら、検討熟度を高めてまいります。

---

(要望事項)

(9) 真鶴港における津波対策の措置について

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられています。

沖防波堤については、現在既に整備が着手されていますが、津波対策の重要性を踏まえ、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、いまだ着手の予定が示されていない状況です。近隣住民からの要望もあることから、港内整備の完成までのスケジュールの明示を要望しているところですが、いまだ示されていない状況が続いています。真鶴町との協議・調整の場として真鶴港活性化整備計画検討会の場を検討する等の方策を踏まえ、役割分担やスケジュールを早急に示していただき、また津波対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべき施設と考えている事から、同施設の早期着工を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

真鶴港の活性化整備計画については、沖防波堤の整備を平成19年度から着手しており、早期完成に向け事業進捗に努めてまいります。

また、この整備計画に位置付けられている津波避難施設としての港湾管理・防災施設、その他の施設の整備については、今後、町と協議、調整を行い、緊急度や優先度を考慮した上で、県と町の役割分担や整備スケジュールなど、事業化に向けた検討を行ってまいります。

---

(要望事項)

(10) 中学校移転に伴う生徒の交通安全対策について

いつ来るかわからない地震に早急に対応し、生徒の安全・安心を図ることから、耐震性のある旧湯河原高校に湯河原中学校を平成21年8月31日から移転し、授業を開始しますが、通学途上に、交通量の激しい4車線の国道135号を横断しなければならず、その安全対策が保護者からも緊急の課題として取り上げられています。

つきましては、歩道橋、連絡通路などの安全施設の設置や信号機操作による歩行者の安全横断の確保対策など、生徒はもとより近隣商業施設利用者の安全対策を講ずるよう要望します。

<措置状況>（県土整備部・警察本部）

国道135号の御要望箇所については、旧湯河原高校の正門前に湯河原駅入口交差点があり、この交差点には横断歩道および歩行者用信号機が設置されております。

現在、歩道橋や地下道などの立体横断施設の計画はありませんが、今後、歩行者交通の状況を見ながら、関係機関とともに交通安全対策について検討してまいります。

なお、横断歩行者の安全を確保するための横断時間は、現在確保されておりますが、生徒等の横断実態を確認し、必要な横断時間の確保に努めてまいります。

---

(要望事項)

(11) 県立小田原養護学校の分教室の設置について

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在25名おりますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいます。また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっています。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分教室等の設置につきましては、県として全体計画もあると思いますが、保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望します。

<措置状況>（教育局）

湯河原・真鶴地域から小田原養護学校に通学する子どもたちの遠距離通学解消については、県としてもその必要性を十分認識しております、既設特別支援学校の過大規模化への対応とともに、重要な課題であるととらえ、県立高等学校の耐震化等を含めた「まなびや計画」全体の中で分校（分教室）の設置について検討してまいります。

なお、分校（分教室）が設置されるまでの間、湯河原・真鶴両町におかれましては、地域の身近な場で教育を受けられるよう、町立小中学校特別支援学級の設置・運営について、小田原養護学校の「地域の特別支援教育のセンター的機能」を活用しながら、引き続き御尽力いただきますようお願いします。

---

## 5 厚木・愛甲地域

---

(要望事項)

(1) 厚木愛甲ブロックごみ広域化処理に対する支援について

厚木市、愛川町及び清川村は、神奈川県ごみ処理広域化計画を踏まえ、平成16年4月1日に厚木愛甲環境施設組合を設置し、ごみ処理施設の整備に向け、取組を進めています。

つきましては、今後、本格化する施設整備に際し、諸調査や法定計画等の事業費等に対する財政的支援や、技術職員の派遣等の人的・技術的支援を要望します。

また、「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、その承認を受けたところですが、交付金確保のため、指導、助言等積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

地域計画に沿った施設整備に係る交付金等の手続が円滑に進むよう、今後も適時・適切に助言等を行ってまいります。

また、施設整備に係る技術的支援については、「ごみ処理広域化推進会議」等を活用し、廃棄物処理施設に係る技術や事業手法などに係る情報を引き続き提供していくほか、要望があれば具体的な事案についても助言・支援に努めてまいります。

---

(要望事項)

(2) 重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について

在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院等の際に一時的に介護が受けられるようにすることや、介護者等の休養（レスパイト）のためショートステイを利用して在宅生活の継続を図

っていくことが必要不可欠となっています。

県央地区では、神奈川県立七沢療育園が地域保健福祉の支援拠点施設となっていますが、保護者の利用ニーズの実態に合わせた柔軟な受入れ（短期入所枠の拡大・利用ニーズの高い時期の空きベッドの増床）を要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

御要望の七沢療育園については、現在、40床のうち31床を長期、8床を中期入所、1床をショートステイとして、中短期の9床を活用し、地域の在宅重症心身障害児者の生活上の課題の改善に向け支援を行っております。

今後とも、重症心身障害児の在宅生活を支援する観点から、長期・中期入所の空きベットの柔軟な運用に努めてまいります。

---

（要望事項）

（3）柄沢治山事業について

愛川町半原地区に所在する柄沢流域については、市街化区域内に位置していることから、沢の上部には住宅が立ち並んでいますが、近年、沢の山腹の崩落が進んでおり、地域住民の生命を脅かしかねない状況となっています。

当該箇所については、傾斜地の多くが保安林指定を受けており、治山事業によって崩壊防止対策を講ずることが可能と思われますので、災害の未然防止のため、治山施設の整備を推進されるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

治山施設は、保安林がもつ公益的機能が損なわれないために設置する施設であります。そのため、施設整備には保安林に指定されている必要があります。

このため、御要望箇所については、愛川町と協力しながら、保安林の状況や保安林の指定状況等を勘案しながら検討してまいります。

---

（要望事項）

（4）急傾斜地崩壊防止事業の推進について

愛川町における急傾斜地崩壊防止事業につきましては、昭和62年度の田代B地区をはじめとして、川北、田代A、坂本、大塚下、馬渡、日向、馬場地区など、今までに8箇所で対策が逐次実施され、また、平成20年3月28日に田代A地区拡大分が指定区域にされるなど、地域住民の安全な生活環境の確保に努めさせていただいているところです。

しかしながら、愛川町内には当該箇所以外にも、急傾斜地崩壊に係る対策が望まれている箇所があることから、田代IC（天台山一部）、中津IA（下谷一部）、下久保IC（下久保一部）の3箇所について、急傾斜地崩壊危険区域の指定並びにその対策工事を推進されますよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

愛川町内の急傾斜地崩壊対策事業については、現在「田代A」地区において、平成24年度頃の概成を目指し、鋭意工事を進めているところであります。

御要望の「田代IC」「中津IA」「下久保IC」の3地区については、今後、地域から、急傾斜地崩壊対策事業実施に対する要望書が提出されれば、区域指定のための調査を進め、危険度が高いと認められるところから、順次、指定・工事を実施してまいります。

---

（要望事項）

（5）県立特別支援学校のスクールバスの設置及び増設について

例年、愛川町から複数の児童生徒が、近隣の特別支援学校に就学し、一人一人に応じた適切な教育を受けています。しかしながら、近年、特別支援学校への就学者の増加に伴い、通学手段で

あるスクールバスの利用が年々難しくなっている状況にあります。

また、愛川町から伊勢原養護学校に通う児童生徒にあっては、学校にスクールバスが設置されていないため、自力通学や保護者の送迎による通学が就学の条件の一つとなり、就学しても、体調不良等により保護者の送迎が難しい日には、通学できず学習の機会が奪われてしまうこともあります。

このようなことから、障害のある児童生徒の教育の機会を保障するため、特別支援学校のスクールバスについて、現在設置されている学校への増設及び伊勢原養護学校への新規設置を強く要望します。

#### <措置状況>（教育局）

スクールバスについては、厳しい財政状況の中、県全体のバランスを考えながら計画的な増車に努めてまいりました。

今後も新設校への増車のみならず、過大規模化した既設特別支援学校の通学状況を改善すべく計画的な増車に努めてまいります。

なお、伊勢原養護学校については、学校側でスクールバスを整備しておりませんが、厚木市でスクールバスを運行されており、児童生徒の通学の利便は確保されているものと考えております。

#### （要望事項）

##### (6) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖ICへのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っています。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、またその一部は幅員が狭く、歩道が未設置などから、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されています。

県道60号・70号を含めた本村の県道3路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備していただくよう昭和56年に県に約束していただいているのですが、平成12年のダム完成後8年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備のままとなっています。

特に幅員が狭く危険な「湯出川橋～坂本橋間」には、「古在家バイパス計画」が進んでいますが、完成・開通までには、いまだ相当の期間が要されると推測されます。

従いまして、整備されるまでの間の現道におきまして、小・中学生の通学路にも位置付けていることから、緊急な安全対策等の拡幅改良整備を要望します。

また、村民の交通安全確保のため、次の2箇所に信号機を設置するよう要望します。

ア 村道山岸外周線に接続するT字路

イ 清川村役場前

#### <措置状況>（警察本部・県土整備部）

県道64号（伊勢原津久井）については、平成14年度に煤ヶ谷工区が完了し、現在、線形が悪く人家が連担している古在家工区のバイパス整備を進めており、今後とも地元の御協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

現道の安全対策については、平成20年度に、現道内における歩行者通行部分のカラー化および車両を減速させるための路面表示を実施しております。

また、信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、道路状況、交通環境、沿道環境等現場の道路状況、交通事故の発生状況や地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討した上で、県内全体の必要性を判断する中で、必要性の高い箇所から順次整備しております。

県道64号の交差点への信号機設置要望については、交通実態や交通環境の変化により、必要性が高まった段階で交差点ごとに設置の判断をしてまいります。

(要望事項)

(7) 片原・柳梅地区の治山事業の推進について

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成しています。

平成11年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をされている方などもいます。

平成11年の崩落個所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険個所の一部も整備が進められてきましたが、この地区の急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在し整備が進んでいません。

よって、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な治山施設の整備を推進されるよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

御要望の地区については、平成17年度から平成20年度まで事業を実施してまいりました。

平成21年度からは、新規事業である山地災害減災総合対策事業として、落石防護壁（65.8m）と落石固定工（1,792m<sup>3</sup>）を実施し、平成22年度に完成予定であります。

なお、この事業は、施設の整備と併せて、現地の緊要度に応じた「山地災害減災計画」を都道府県と市町村、並びに地元住民と協働で策定し、警戒態勢を整える事業でありますので、清川村の御協力をいただきながら事業を推進してまいります。

(要望事項)

(8) 暴走車両への対策について

清川村内を縦貫している県道64号は、昼夜を問わず大きな騒音を轟かせて集団走行するオートバイによって、県道沿いの住民は大変に迷惑しています。

また、土山峠付近では、深夜（特に雨天時）に猛スピードで暴走運転を繰り返す走るドリフト族と昼間のオートバイによるローリング族が出没し、一般車両が事故に巻き込まれる危険性の高い状況となっています。

つきましては、住民の安全・安心が図れるよう、上記の暴走車両の取り締まりを強化するよう要望します。

<措置状況>（警察本部）

ここ数年来、「旧車會」と称する年代の古いオートバイを好む同好会的なグループが、主に休日の昼夜間、2、3台から多いときには50台くらいの集団を形成して、景勝地である湘南地区や宮ヶ瀬地区を目指し、幹線道路を集団走行して騒音被害をもたらしていることから、国土交通省等と連携し、騒音関係の取締りを実施しているところでありますが、旧車會には元暴走族や素行不良者が混じり、常習的に交通違反を犯す者も存在しているので、違法行為を敢行する旧車會については、さらに取締りを強化してまいります。また、いわゆる「ローリング族」や「ドリフト族」についても、地元警察署と連携した取締りの強化を図るとともに、暴走を困難にする道路改良を道路管理者の協力を求めて推進してまいります。

(要望事項)

(9) 町内警察体制の増強について

現在、愛川町を管轄する交番は4箇所ですが、交番への警察官の配置体制については、2箇所が1名配置の3交替制であり、また、町内に2箇所ある駐在所（田代・高峰）のほか、夜間は清川村の宮ヶ瀬駐在所も本町の交番に配置されている警察官が担当しています。

交番相談員が日勤で配置されていますが、いまだ警察官は事件・事故への対応に手一杯な状

況であり、夜間を中心に、いわゆる「空き交番」の状況が生じがちとなっています。

特に、半原交番が管轄する半原地区では、宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園の整備、都市化の進展などとともに、治安の悪化が懸念されています。

また、管轄する区域も広く、近年は国道412号沿いを中心に地区人口が増加していることなどから、交番を国道412号沿いに新設してほしいと熱望する声が地域住民や町議会からも寄せられています。

つきましては、地域住民が安全に安心して暮らせるよう、交番配置の警察官増員、国道412号沿いの半原地区への交番新設により、愛川町の警察体制増強を図るよう強く要望します。

#### <措置状況>（警察本部）

警察官の配置については、管内の人口、事件・事故発生件数や110番受理件数のほか、鉄道・道路の整備状況、繁華街の分布、さらには警備上の問題等を総合的に勘案して決めております。

愛川町を管轄する厚木警察署については、県内でも特に犯罪・事故が多発していることから、ここ数年、警察官を増員して体制を強化しているところであり、今後も、これからの中長期情勢の変化等を見ながら的確に対応してまいります。

また、交番の新設については、限られた人員で交番としての機能を最大限に發揮するために、スクラップアンドビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

半原地区は、半原交番が管轄しており、現在の交番、駐在所の配置状況等を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点での交番の新設は困難な状況にあります。

今後も要望地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して機能を強化することにより、治安に間隙が生じないように努めてまいります。

---

## 6 水源地域

---

#### (要望事項)

##### (1) 水源環境負荷軽減の取組強化について

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されています。水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものと考えられます。

一方、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を行う自治体にとって、その整備に伴う財政負担は非常に重いものとなっています。

つきましては、第1期の5か年計画（平成19年度～平成23年度）の見直しに当たっては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、対象地域の水源林地域への拡大を検討するよう要望します

#### <措置状況>（環境農政部）

「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の生活排水対策については、ダム集水域が、他の地域に比べて対策が遅れており、また、水がめであるダム湖への生活排水の流入を抑制し、富栄養化状態の改善を図ることが、喫緊の課題でありますことから、対象地域をダム集水域に限定しているものであります。

なお、ダムの下流地域における生活排水対策については、下水道整備事業や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業により従前から支援を行い、事業の推進を図っております。

次期の「実行5か年計画」における施策対象地域の見直しについては、従前から取り組んでいた事業の進捗状況や当該地域の水質状況と水源環境保全・再生かながわ県民会議による点検結果を踏まえた上で、議会や市町村の意見も十分伺いながら、検討してまいります。

---

#### (要望事項)

##### (2) 河川区域内における廃棄物処理対策について

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠です。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっています。

愛川町では、従来から、シルバー人材センターへの委託により、河川敷内の不法投棄物や散乱ごみの撤去、巡回パトロールや啓発活動等を実施するなどの対策に取り組んでまいりましたが、その事業費が大きな負担となっている現状にあります。

こうした事業については、本来、河川管理者が行うべきものでありますことから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されること等）の啓発等について、積極的に取り組まれますよう強く要望します。

##### <措置状況>（県土整備部）

河川敷へのゴミの不法投棄対策に対しては、パトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ゴミの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。また、引き続きダム放流警報施設を利用した呼びかけや夜間監視パトロールにも取り組みます。

---

#### (要望事項)

##### (3) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について

現在、ダム集水域において水源環境保全・再生市町村交付金事業の実行5ヶ年計画の中で、合併処理浄化槽の整備を推進しており、設置した浄化槽の維持管理費については、年度ごとに1基あたり年間100千円で5年間分に限り、交付金の対象経費として補助していただいています。

しかし、実際の維持管理費については、1基あたり年間100千円では不足していることから、山北町条例に基づき使用者から徴収している使用料を補填している状況です。

さらに、今後、設置後5年間を経過した浄化槽の維持管理費については、交付金の対象経費として認められていないため、その全額を山北町や使用者が負担していくことになり、住民も非常に不安を抱いているところです。

したがいまして、次期実行5ヶ年計画の見直しの中で、設置後5年間を経過した浄化槽に係る維持管理費についても、交付金の対象経費とするよう要望します。また合併処理浄化槽維持管理基金の創設についても、併せて要望します。

##### <措置状況>（環境農政部）

「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置付けた「県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進」事業においては、市町村設置型の高度処理型合併処理浄化槽の整備に当たって、市町村の負担をなくし、さらに導入後の維持管理に要する経費として、設置年度に50万円を上乗せして交付しておりますが、この維持管理費相当額については、市町村の費用負担を軽減し導入を促進するための例外的な措置としております。

次期の「実行5か年計画」の策定に当たり、設置から一定期間を経過した合併処理浄化槽の維持管理費を市町村交付金の対象とするか否かについては、高度処理型合併処理浄化槽の管理、運用状況や、市町村からの御意見を十分伺いながら、検討してまいります。